

令和7年度
監 査 結 果 報 告 書

<財務・行政監査>

<出資団体等監査及び指定管理者監査>

令和8年3月

尼崎市監査委員

凡 例

- 1 各表中・グラフ中・文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
そのため、各表中の総数と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。
△： 減又はマイナス
－： 該当数値なし

尼 監 報 告 第 16 号

令 和 8 年 3 月 19 日

様

尼崎市監査委員	村 上 卓 史
同	古 澤 裕 子
同	東 浦 小夜子
同	辻 信 行

令 和 7 年 度 監 査 結 果 報 告

地方自治法第 199 条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

1 監査結果の総括

令和7年度監査結果を総括して	9
----------------	---

2 財務・行政監査

[監査の実施手順]	19
-----------	----

(1) 会計管理室	21
(委員改善要請事項は、(5) 教育委員会事務局の「委員改善要請事項 1」に記載)	

(2) 秘書室	22
---------	----

(3) こども青少年局	24
-------------	----

委員措置要求事項 1	放課後児童健全育成事業所運営費補助金の交付について	25
-------------------	---------------------------	----

委員措置要求事項 2	尼崎市子ども会連絡協議会への事業委託及び補助金の交付に係る履行確認等について	28
-------------------	--	----

委員措置要求事項 3	こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料等の管理について	32
-------------------	-----------------------------	----

(4) 経済環境局	35
-----------	----

(5) 教育委員会事務局	38
--------------	----

委員措置要求事項 1	外部講師への旅費支出における源泉徴収について	42
委員改善要請事項 1		

委員措置要求事項 2	尼崎市体育協会への業務委託における委託料の未積算等について	44
-------------------	-------------------------------	----

委員措置要求事項 3	クラブ振興会の会計事務について	47
-------------------	-----------------	----

委員措置要求事項 4	金庫内に放置されていた現金について	50
-------------------	-------------------	----

委員改善要請事項 2	尼崎市版G I G Aスクール構想の進捗管理等について	51
-------------------	-----------------------------	----

[監査（工事）の実施手順]	54
---------------	----

(1) 工事監査	56
----------	----

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

[監査の実施手順]	61
-----------	----

出資団体監査・指定管理者監査

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団	64
------------------	----

委員措置要求事項	尼崎市社会福祉事業団の財政状況に対する理事会のガバナンス等について	71
-----------------	-----------------------------------	----

課題の分類について

監査の結果検出された課題は、その性質及び重要度により次の4つに分類している。

- 1 **委員措置要求事項**
監査委員が所要の是正措置を講ずるよう求める事項（地方自治法第199条第11項に定める「勧告」に相当するもの）
- 2 **委員改善要請事項**
監査委員が改善を要請する事項
- 3 **事務局措置要求事項**
監査事務局が所要の是正措置を講ずるよう求める事項
- 4 **事務局改善要請事項**
監査事務局がより一層の改善を促すため要請する事項

本報告書には1、2に分類された課題を掲載しているが、必要に応じて3、4に分類された課題にも言及している。

1 監査結果の総括

令和7年度監査結果を総括して

本市における監査では、検出された様々な問題点をその本質に至るまで追究し、対象部局や関係部局と協議を重ねる中で解決策や再発防止策を見出すなど、より実効性の高い監査となるよう取り組んでいる。

今年度の「財務・行政監査」では令和6年度の監査で顕在化したリスク等を踏まえ、「業務委託等における個人情報取扱い及びその事務処理」を重点項目とし、事業ごとに着眼点を設定して監査を実施した。また、「出資団体等監査及び指定管理者監査」では各団体の運営状況等を踏まえた着眼点を設定し監査を実施した。その結果、重点項目の個人情報の取扱いに関する重大な不備は検出されなかったもののその他の不備は多数生じており、今回の監査では8項目の「措置要求」と2項目の「改善要請」を行った。この総括においては各事例の考察を通じ、全庁的に共有する必要があると思われる問題の本質を「Ⅰ リスク認識の重要性」で整理し、最後に必要と考える取組について「Ⅱ 内部統制体制の整備に向けた持続的改善」で述べることとする。

なお、今回の監査において、所得税の源泉徴収漏れといった問題が検出され、同様の事案が他の部署でも生じているとのことであるが、このようなことは法令遵守を率先すべき立場にあり、税等の厳格な徴収管理が求められる市において、あってはならないものである。また、国の補助制度の交付要件を誤解したことなどにより、過去に遡って国等へ交付金の返還が必要となる問題も検出された。これらは市の財政的損失、言い換えれば市民に損失を与えたもので、市政への信頼を損なう極めて重大な事案であり、全庁的な課題として厳粛に受け止め、再発防止に向けて全力で取り組んでもらいたい。

Ⅰ リスク認識の重要性

地方公共団体における内部統制とは住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的を達成するため、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し対策等を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。

内部統制体制の整備の取組における最初のステップはリスクを洗い出し、それらを正しく認識した上で、リスクを識別することであるが、本市の現状を見るとリスクを識別する取組は不十分な状況にあると言える。

そこで内部統制体制の整備の取組において基本となるリスク識別の観点を中心に問題事例を考察する。

1 不十分な制度理解によるリスク

法令や制度等を正しく理解していない状態で業務を遂行すると、コンプライアンス違反や予定外の支出が発生する場合がある。特に、国等からの補助金などの交付要件や実施する施策の法的根拠を正確に把握・理解することは、適正な財政運営や政策の推進にとって不可欠である。

しかしながら、今回の監査で法令や制度の理解等が不十分であったことにより、国等の交付金の交付要件を満たさないことが発覚し遑って返還が生じた事案や研修講師への旅費の支払において源泉徴収漏れがあり、源泉所得税の未納とそれに伴う延滞税が生じ得る事案が検出された。

なお、各事例の経緯、現状及び課題等の詳細は各監査結果の該当ページ（事例のみだしの後に記載）を参照いただきたい（以降において同じ。）。

＜事例 1＞ 放課後児童健全育成事業所運営費補助金の交付について **委員措置要求事項**

(P. 25 こども青少年局)

補助金交付に必要な事業所からの書類が多数未受理であったほか、受理した書類においても内容に不備があるものが散見された。

また、当該補助金の補助対象項目の送迎支援事業において、財源となる国等の交付金の交付要件を国等へ確認することなく、誤解したまま歳入予算を計上し、誤った交付額を申請してきた結果、過去に遑って、既に交付された交付金を国等へ一般財源で返還しなければならない事態が生じた。

＜事例 2＞ 外部講師への旅費支出における源泉徴収について **委員措置要求事項**

委員改善要請事項

(P. 42 教育委員会事務局、会計管理室)

研修等で招へいた講師に対して、謝礼や旅費（交通費）を支出していたが、旅費について所得税の源泉徴収が行われず、所得税が未納となっているものがあつた。

2 優先して対応すべき課題の解決が先送りされるリスク

リスクの識別・評価が不十分であると、リスクの大きさを見誤り、本来優先して取り組むべきリスク対応がおろそかになってしまう。特に人的リソースが不足している場合、日々の業務に手を取られ課題の解決が後回しになりがちであるが、少なくとも発見したリスクについては識別・評価を的確に行い、適切に対応しなければならない。

今回の監査では、課題を認識していたにもかかわらず現金を取り扱うリスク認識の低さから、その対応が不十分となり不適切な事務処理を続けていた事案が検出された。

＜事例 3＞ こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料等の管理について

委員措置要求事項

(P. 32 こども青少年局)

保護者から受領したスポーツ安全保険料を市で認められていない係長名義の銀行口座で管理していたほか、市の財務規則に反し、現金取扱員でない職員が現金を取り扱うなど不適正な事務処理が複数年度にわたり行われていた。

3 目標達成が困難となるリスク

長期間のプロジェクトを推進する場合には、目標達成後の姿や到達基準を明確に定め、その目標達成に向けて取り組むべき課題を明らかにした上でロードマップを策定し組織内で共有しなければ、組織として目指す方向が不明確で統一が図れないほか、各取組等の進捗管理が不十分となり、目標の達成が困難となるリスクがある。そのため、計画的かつ戦略的に事業を推進するためには、目標達成後の姿を明確にし、目標達成までのロードマップを策定することが不可欠である。また、各取組の進捗管理等が可能となるように適切な成果指標や活動指標を設定するほかアンケート結果の分析等を通じて事業の進捗等を把握・評価し、その結果を事業改善に反映させる仕組みを構築するなど、PDCAサイクルを適切に機能させる必要があるが、それらが不十分な事案が検出された。

<事例4> 尼崎市版GIGAスクール構想の進捗管理等について

委員改善要請事項

(P. 51 教育委員会事務局)

尼崎市版GIGAスクール構想におけるICT機器を活用した「学びの深化・転換」の目標達成に向けて様々な取組が進められているものの、目標達成後の姿や達成基準が明確になっておらず、目標達成に向けた現状分析や課題の把握が不十分となっていた。その結果、現在の各取組が目標達成とどのように結びついているのかが不明確なうえ、適切な成果指標や活動指標が設定されておらず、評価や進捗管理等が困難となっていた。

4 同一団体との継続的な契約等のリスク

業務委託において、履行確認の不備や受託者からの費用負担、委託料の受託業務外の経費への流用、業務量の未積算などの問題のある事案が検出された。

これらの業務は長年にわたり、同一の団体に委託してきており、その結果、所管課は受託者への過度な信頼による当事者意識の欠落から業務そのものへの関心が薄れ、業務委託等のリスクを正しく認識せず前年踏襲により漫然と事務を行い、本来市が実施しなければならない管理や履行確認などを怠ったことにより問題が生じたと考える。

<事例5> 尼崎市子ども会連絡協議会への事業委託及び補助金の交付に係る履行確認等について

委員措置要求事項

(P. 28 こども青少年局)

事業委託において、受託者による費用負担があったほか仕様書に定めのない経費への支出があるなど履行確認等が適正に行われていなかった。また、同一団体に対して委託する事業と補助対象事業が明確に分けられていなかった。

<事例6> 尼崎市体育協会への業務委託における委託料の未積算等について

委員措置要求事項

(P. 44 教育委員会事務局)

市として実施しなければならない委託料の積算を行わず、業務実施に必要な費用の不足分を受託者に負担させるなど不適正な状況が続いていた。

5 現金の取扱いにおけるリスク

現金を取り扱う事務では盗難や着服等のリスクがあり、現金を受領した際は迅速かつ適正に事務処理を行う必要があるほか、年度を超えて現金を保管する場合には確実に引継ぎを行わなければならない。また、金庫内の保管金品の定期的な確認などの管理ルールを定めることで、現金が長期間放置され出所不明となる事態も防ぐことが可能となる。

しかしながら、金庫内の現金の引継ぎや確認が行われていないなど現金が適正に管理されていない事案が検出された。

<事例7> 金庫内に放置されていた現金について

委員措置要求事項

(P. 50 教育委員会事務局)

所管課は常に金庫内を整理するなどその保全に努め、保管している現金や物品等を適正に管理する必要があるが、金庫内の手提げ金庫に現金が適正に管理されていない状態で長期間放置されていた。

6 ガバナンスの欠如によるリスク

組織運営においてガバナンスが十分に発揮されなければ、定められたルール等が適切に機能せず不適正な事務執行等が看過され、様々なリスクを顕在化させてしまう。とりわけ外郭団体等の運営において、理事会のガバナンスは経営の健全性に大きな影響を及ぼすことから、その重要性を十分に認識した上で、適切にその機能を発揮し、健全な管理・運営に努めなければならない。

しかしながら、ルール等が適切に機能していないにもかかわらず、組織として是正等の指導を怠っていたほか団体の財政状況に対するガバナンスが十分機能していなかった問題が検出された。

<事例8> クラブ振興会の会計事務について

委員措置要求事項

(P. 47 教育委員会事務局)

尼崎双星高等学校のクラブ振興会費の管理において、教育委員会で作成している「学校園徴収金事務取扱要項」に則った運用がなされておらず、現金出納簿の記載の不備や領収書と支出額の不一致など多数の問題が生じていた。また、過去からの繰越金を財源として会費収入を大幅に上回る金額を支出するなど、保護者から徴収している会費の金額に疑義が生じる状況であった。しかしながら、このような状況を教育委員会は把握せず、是正等の指導を怠っていた。

<事例9> 尼崎市社会福祉事業団の財政状況に対する理事会のガバナンス等について

委員措置要求事項

(P. 71 尼崎市社会福祉事業団、福祉局企画管理課)

令和4年度から赤字決算が続いている状況や中期経営計画等がない中で、理事会は財政状況の見通しの確認や収支改善に向けた必要な指示が不十分なまま、人件費増につながる取組などを承認していた。このように理事会のガバナンスが十分に機能しなかった結果、財政状況が悪化し、その改善のための取組が遅れる事態も招いた。

また、団体所管課は団体の財政状況等の把握や収支の改善に向けた取組についての関与が不十分であった。

Ⅱ 内部統制体制の整備に向けた持続的改善

本市では令和6年4月1日に改正された「尼崎市内部統制基本方針」に基づき、内部統制体制の整備を進めているところであるが、今回の監査で内部統制の不備に起因する問題事例が数多く検出された。今回検出された事例では、外形的には運用上の不備が原因となっている問題が多いものの、本質的にはリスク防止の仕組みが不十分であるなど整備上の不備が原因となっている問題も多く見られた。

リスクの識別と評価が適切に行われていないと、リスク防止の必要性が正しく認識されず、リスク対策等が不十分なまま内在するリスクが看過され、重大な問題が発生する可能性が高まる。一方、リスクを正しく識別・評価し、そのリスクを抑制するための既存の対策等を改善（ルール等の整備や適切な業務管理）し続ければ、リスクを最小限に抑えることができ、事務の正確性や効率性を高めることにもつながる。

こうしたことから、今回の監査結果を踏まえ、本市の内部統制体制の整備の取組を更に実効性が高いものとするために必要と考える取組を以下に述べたい。

1 監査結果等を生かした「リスクの識別・評価・対応」の促進

内部統制体制の整備の取組においては各種のリスクを的確に識別することが第一歩となる。そして、識別されたリスクが顕在化した場合の影響度や発生可能性、質的重要性をもとにリスク対応の優先度を明確にし、限られたリソースで適切な対策等を講じることが必要である。

今回の監査では、制度の知識や理解の不足、また確認を怠ったことなどにより所得税の源泉徴収漏れや交付金の国等への返還といった、合規性に係る極めて深刻な問題が検出された。

これらは市政への信頼や市財政への影響が大きく、リスク対応の優先度は非常に高いものであるが、いずれもリスクの識別・評価が不十分であったことが問題の発生原因と考える。

市では今回の旅費の支出に係る所得税の源泉徴収漏れの問題を受け、同様の事案の有無について全庁調査を実施したが、その結果、令和8年1月末時点では約100件の支出で所得税の源泉徴収漏れが確認されたとのことであった。こうした状況を踏まえると、全庁的に業務に必要な所得税法に関する知識が不十分であると言わざるを得ず、所得税法に関する職員の理解度を把握すること、すなわち所得税の源泉徴収漏れ等のリスクを正しく識別・評価した上で現在の対策等を見直し、その実効性を高めることが必要である。

また、交付金の返還については、要綱等の内容について適切に確認していれば防ぐことができたものと考えられ、所管課での補助制度に関する知識が十分であるか、毎年度、どのようにチェックがなされているのかなどの実態を把握し、補助制度の不適正な運用リスクを適切に識別・評価し現在のリスク対策等を検証した上で再発防止策を講じる必要があると考える。

実効性の高い対策等を講じるためには、リスクを的確に認識することが重要であるが、これまでの監査で検出された数多くの問題の原因を一言で言えば、「それぞれの事務に内在するリスクを的確に識別できていなかったために、そのリスクへの対応が不十分となっていた」ということであり、今回の監査結果からもリスクを識別・評価する取組はいまだに不十分と言わざるを得ない。

内部統制はリスクの顕在化を「未然に防止する取組」であり、その整備は顕在化していないリスクも含めて識別することから始まる。リソースが限られる中で、効率的、効果的にリスクの識別を促進していくためには、過去の包括外部監査や財務・行政監査等で同種の問題がたびたび指摘されていることから、これらを内部統制体制の整備・運用に生かしていくことが有効ではないかと考える。

また、国の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」において、「内部統制の整備や見直しを行う際は整備しようとする内部統制が有効に機能し、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方公共団体の組織目的の達成に資するかを検証する観点から、監査委員との意見交換等を通じて監査委員の知見を生かすことが効果的であると考えられる」旨の記載があり、監査委員としても協力は惜しまない考えである。

2 整備上の課題解決に向けた「情報共有」の促進

自治体の内部統制体制の整備は、公共サービスの質を確保し、信頼性を維持するために欠かせない取組である。既に述べたとおり「リスクの識別・評価・対応」を促進することにより、日常の業務に内在するリスクを適切に管理することで、その顕在化を未然に防止することができる。

本市では内部統制体制を整備する取組として令和5年度から契約事務を対象としたリスクチェックを行っているが、今回の監査では契約事務において、本報告書に具体的に記載している事例以外にも比較的軽微な問題が数多く検出された。これらの問題の大半は内部統制の仕組みとして整備されているマニュアル等に沿った運用がなされていなかったものである。つまり、マニュアル等が有効に機能していなかったということであり、その実効性も含めて問題の原因を追究し対策等を講じることが必要と考える。そのためには、まず問題が発生した原因について、制度を利用している課と制度所管課との「情報共有」が重要である。

ここで言う「情報共有」とは、情報を伝える側と受け取る側が同じレベルの理解になるように実情を伝え合い、意見交換などを通じて必要な改善を行うことで、その情報を生かせる状態にすることである。

各課は、監査の過程においてマニュアル等が適切に運用できなかった原因として「マニュアル等を十分に確認せず前年踏襲で事務を行っていた」、「マニュアルからは読み取りにくい」、「そのような事務手続が定められていることを知らなかった」などを挙げている。こうしたことからマニュアル等の改善の必要性（整備上の不備）があると考えられ、各制度所管課は今回の問題事例を踏まえて実際にマニュアル等を利用している課の意見を丁寧に聞き取り、改善策を講じるといった「情報共有」を促進していく必要があると考える。

内部統制の整備上の不備の改善には、丁寧な「情報共有」に取り組むことが不可欠であり、内部統制の制度所管課が各制度所管課による全庁的な「情報共有」の状況を注視し、必要な改善を助言・指導することは内部統制体制の整備、充実に極めて重要であると考えられる。

また、本報告書に具体的に記載している事例以外の比較的軽微なものも含め、今回の監査で検出された事例は既にリスクが顕在化したものであり、それらを庁内で適切に共有することは多くの業務におけるリスクチェックの取組をより実効性あるものとし、内部統制体制の整備に資するものと考えられる。

3 業務委託や指定管理者制度の検証

業務の外部委託や指定管理者制度による施設の管理運営は、民間事業者等が有するノウハウの活用による多様化・高度化する住民ニーズへの対応や、限られたリソースの中で効率的、効果的な公共サービスを提供することを目的としている。そうした目的を達成するためには、「サービスの向上」と「経費の縮減」のバランスを考慮して業務内容を決定し、市が適正な金額を積算した上で、受託者と契約を締結する必要がある。

これまで、外的要因による多少の費用の上昇に対しては、業務委託料や指定管理料が前年度と同額であっても受託者等の柔軟な対応などにより業務の履行を可能としてきたと考えられる。しかしながら、ここ数年、人件費や物価が高騰しており、毎年度、業務委託料や指定管理料を適正に見直さなければ、サービスの質の低下を招くおそれがあるほか、受託者等が赤字を前提として事業を遂行することにより、経営体力が低下し、事業継続に影響を及ぼすことも考えられる。

特に、地域団体と一者特命随意契約する場合は一般的な業務委託と異なり、多様な主体とのパートナーシップにより住民サービスを向上させるという一面もあり、双方の理解と協力が不可欠で、その多くは財政基盤が脆弱であることから、より丁寧な対応が求められる。

今回の監査では、市が適正に費用を積算していないことを要因として、委託している事業経費の一部を受託団体が負担していた問題や、指定管理業務を行っている外郭団体において、指定管理料が適正に積算されていないことを一因として財政状況が悪化していた問題が検出された。

これまでの監査においても、一者特命随意契約や非公募による指定管理で様々な問題が検出されており、改めて、事業の実施方法や委託内容の妥当性またその費用の適正性、更に事業の目的が達成されているのかなどについて検証するなど、本質的な改善に取り組む必要があると考える。

4 外郭団体等との連携・関与の在り方の検討

本市は11の外郭団体（25%以上出資している団体又は市が設立に関与した公益社団法人）と4つの外郭団体に類する団体（その実施事業が市政運営と密接に関連し、かつ継続的に市の人的・財政的関与がある団体）を有している。

これらの外郭団体等の多くは福祉や文化、産業の振興など、市が実施すべき事業や役割を代替・補完するために設立された経緯がある。そのため市は外郭団体等の自主性を尊重しながらも、市民福祉の向上のために外郭団体等の運営に関して適切に連携し関与する必要がある。特に出資している外郭団体等で損失が発生した場合、市は経営責任や財政的な負担を求められる可能性があることから他の団体に比して関与の重要度は高いと言える。

また、物価高騰の影響や人材確保の困難化など外郭団体等を取り巻く環境は年々厳しさが増しており、市と外郭団体等がこれまで以上に強い協力関係の下、外郭団体等の経営の健全化を進めるとともに市民サービスの維持・向上に努めていくことが必要である。

今回の監査で対象とした、社会福祉法の規定に基づき設立された外郭団体（出資割合100%）である尼崎市社会福祉事業団において、ガバナンスに問題が生じていた。

平成29年4月に施行された改正社会福祉法は、社会福祉法人制度改革として位置づけられており、理事の役割と責任の明確化などガバナンスが強化されている。その内容は、理事、

監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負うとされていることや、理事、監事、評議員又は会計監査人は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、職責に応じた高い注意義務が求められ、任務を怠ったときは、法人に対する善管注意義務¹違反となることなどが規定されている。

しかしながら、尼崎市社会福祉事業団の理事会のガバナンスが十分に機能していなかった結果、赤字決算や資金減少が生じるなど財政状況は悪化し、その改善のための対応も遅れる事態に陥っていた。

また、団体所管課をはじめとして関係課による当該団体の経営状況の把握や介入が不十分であり、その結果、そのような状況を看過し、財政の悪化を放置してしまった。令和7年度から指定管理料の見直しなどに着手しているものの、より早い段階で介入し改善に取り組むべきであったと考える。

昨年度の出資団体等監査や包括外部監査においてもガバナンスに関する問題が指摘されており、外郭団体等の自主性が損なわれないよう相互の役割を明確にしながら、市と外郭団体等との連携・関与の在り方の検討が必要と考える。

内部統制体制の整備によって目指すべき姿は、単なる「事務処理ミスの削減」にとどまらず、「ミスの原因を根本から断ち切り、透明性と信頼性を高める行政運営を実現する」ことと考える。そのためには「職員のリスク識別・評価・対応の促進」と「情報共有」を通じた各制度所管課による整備上の不備を改善する取組」が不可欠であり、その取組は現場の負荷を軽減することにもつながる。すなわち、内部統制体制の整備とは市民福祉の向上を図るとともに、職員が安心して働ける職場環境を創出することである。

こうした観点も踏まえ、内部統制体制の整備がより実効性の高いものとなるよう、組織全体で取り組んでほしい。

また、今回の監査で検出された課題についても、単なる是正措置に終わらせるのではなく、改善を続けるための出発点として捉え、監査結果を内部統制体制の整備に活かしてほしい。

監査委員としても実効性の高い内部統制体制が整備されるよう、必要な協力は惜しまない考えである。

¹ 社会通念上あるいは客観的に見て委任された人の職業や社会的地位などから当然要求される注意を払う義務のこと。

2 財務・行政監査

令和7年度 財務・行政監査 〔監査の実施手順〕

令和7年度財務・行政監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査重点項目の設定

【令和7年度監査重点項目】

過去の監査において顕在化したリスク等を踏まえる中、「業務委託等における個人情報の取扱い及びその事務処理」とする。

2 監査対象組織の選定

各組織について「業務上のリスクを生む要因」として設定した18項目の有無等によるリスク評価を行い、これを参考に調査の網羅性等も考慮して監査対象組織を選定する。(3局1室21課)

なお、これらの組織で検出された課題に他の組織が関係している場合は、当該課題の監査に関連する範囲で当該関係組織を監査対象に追加するものとする。

3 監査における着眼点の設定

(1) 「リスク仮説検討対象事業」の選定とリスク仮説の設定

ア 1組織につき5つ程度の中事業等を「リスク仮説検討対象事業」として選定し、監査対象事務事業とする。

〔選定方法〕

“3E”(有効性、効率性、経済性)視点の課題は、予算規模が大きいほどその影響も大きいと考えられるため、原則として令和7年度当初予算額を基準に選定するが、事業の内容により加除を行う。すなわち、「予算規模が大きくても、法定業務等、市の裁量の余地が乏しい事業は除く。」「予算規模が小さくても業務の性質上重要なリスクを有する等の要因がある事業は加える。」といった調整を行う。なお、選定した事業に付随する事業が別にある場合は、併せて選定する。

イ 「リスク仮説検討対象事業」各事業について、次の着眼点によりリスク仮説を設定する。

(ア) 事業手法

事業手法と期待する効果との間に合理性があるか。

(イ) 成果検証

成果検証が適切に行われ、事業改善に反映されているか。

(ウ) 実施方法(職員が実施、業務委託等)

事業を効率的・効果的・経済的に実施するために最適な実施方法がとられているか。

(エ) 業務委託又は指定管理者による施設の管理

業務委託(指定管理者の指定)に当たり、事業者の選定、委託料(指定管理料)の設定、履行確認等、必要な管理が適正に行われているか。

(オ) その他、事業実施に伴う事務に関すること

個人情報の保護、暴力団等の排除、参加者の安全確保等、リスク回避の対策が適切にとられているか。

(2) 予備調査の実施と本調査における着眼点の設定

リスク仮説に基づいて実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象組織への照会等）を行うことで、リスクが高いと見込まれる事業をさらに絞り込み、合規性・正確性に“3E”の観点を加えて、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

4 本調査の実施

(1) 着眼点の検証

3で設定した着眼点を中心に、担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

(2) 事務一般の適正性に関する調査の実施

(1)と並行して、事務一般が適正に執行されているかを確認するため、現金及び重要物品の管理状況の調査、近接旅費の支出状況の抽出調査を実施する。

5 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象組織の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

6 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。

(1) 会計管理室

対象組織	会計管理室
監査の期間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 会計管理室

(1) 組織の役割

現金・有価証券・物品の出納保管、支出命令等の審査事務、支払事務、決算の調製、出納員等及び指定金融機関等に係る検査事務、用品調達事務、その他会計事務を行う。

(2) 主な監査対象事務

源泉徴収事務の適正化について

今年度の監査で、講師への旅費支出について所得税の源泉徴収が行われず、所得税が未納となっていた課題が検出されたことから、当該課題に関連する範囲で会計管理室を監査対象に追加した。

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織において課題が検出されたので、記載のとおり取り組まれたい。

課題及び要請内容は、P. 42 **委員改善要請事項 1** <外部講師への旅費支出における源泉徴収について>でまとめて記載する。

(2) 秘書室

対象組織	秘書課、政策秘書担当、広報課
監査の期間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 秘書課

(1) 組織の役割

市長及び副市長の秘書事務並びに交際に関する事務などを行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
交際費	1,000
その他諸経費	3,244

2 政策秘書担当

(1) 組織の役割

部局横断的な課題への初動対応や調整、国際交流事務及び広域行政事務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
姉妹・友好都市等交流関係事業	6,702

3 広報課

(1) 組織の役割

シティプロモーションの推進に向け、庁内外との連携を図りながら、本市の魅力や取組を戦略的・効果的に発信する。また、市報あまがさきなどによる市政情報等の広報事業を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
市報あまがさき発行事業	99,049
都市イメージ向上推進事業	8,038
情報発信推進事業	1,623

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託における契約事務の不備や、職員による立替払などの準公金の管理の不備、また公用スマートフォンの管理簿未作成といった事例などが見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、尼崎に住むための情報サイト「AMANISM」の実施効果を詳細に分析・評価し、より有効な施策となるよう改善に努めることなど、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

(3) こども青少年局

対象組織	保育児童部 児童課
監査の期間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 児童課

(1) 組織の役割

児童の健全育成を図るため、放課後等において、留守家庭児童を対象に生活指導等を行う児童ホーム事業を実施するとともに、小学校の全児童を対象に安全で安心な遊び等の場を提供する児童育成環境整備事業を実施する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
放課後児童健全育成事業所運営費補助金	241,212
児童ホーム運営事業	123,191
児童育成環境整備事業	58,396
子ども会活動事業	3,629
地域組織活動育成事業補助金	640

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じられたい。

委員措置要求事項 1

<放課後児童健全育成事業所運営費補助金の交付について>

〔児童課〕

1 補助金の概要

留守家庭児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に対して、次のとおり児童ホームの運営費等の一部を放課後児童健全育成事業所運営費補助金(以下「運営補助金」という。)により支援している。

なお、運営補助金にはその財源として、国等からの地域子ども子育て支援事業交付金(以下「支援交付金」という。)が充当(補助率:国 1/3、県 1/3)されている。

<令和6年度交付実績>

交付金額	182,470,696円
交付先	19事業者(28事業所)
支払条件	概算払(年4回) ①5月又は6月 ②7月 ③10月 ④1月

<補助対象経費等>

種類	補助対象経費等	交付金額
放課後児童健全育成事業	支援員等人件費、研修等福利厚生費、通信運搬費、光熱水費、設備・修繕経費その他運営に関する物件費(飲食物費を除く。)	2,107,000～ 4,868,000円
放課後児童健全育成事業(開所日数加算)	1日8時間以上開所する場合に交付(加算日数は50日が限度)	(年間開所日数-250日) ×20,000円
放課後児童健全育成事業(長時間開所加算:平日分)	1日6時間を超え、かつ18時を超える年間平均時間分を加算(1日あたり1時間が限度)	年間平均時間× 421,000円
放課後児童健全育成事業(長時間開所加算:長期休業期間分)	1日8時間を超える年間平均時間分を加算(1日あたり2.5時間が限度)	年間平均時間× 190,000円
障害者受入推進事業	障害児を受け入れるために必要な研修を受講した又は必要な専門的知識を有する支援員等を追加で配置するための経費	2,059,000円

賃借料補助	施設の土地、建物賃借料（家賃相当額であり管理費、共益費、駐車場料、光熱水費等を除く。）	710,000 円
送迎支援事業	学校から学校敷地外の放課後児童クラブへの送迎支援を行う経費（送迎用バス等車両に係る経費は燃料費に限る。）	233,000 円
小規模児童クラブ支援事業	利用児童数が 19 人以下の放課後児童クラブについて 2 人目以降の支援員等を配置するための人件費	643,000 円
支援員等処遇改善事業	支援員等の職員の処遇改善に係る経費	11,000 円×対象者数×事業実施月数

注 1：尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付要綱令和 6 年 10 月 30 日施行分（別表 1（年間開所日数 250 日以上のある事業所）、別表 3）より作成
 2：支援員とは、放課後児童支援員のこと

2 運営補助金の交付に必要な書類の未受理及び受理済書類の不備

令和 6 年度は 28 事業所を対象に補助金を交付していたが、そのうち 21 事業所において、次表のとおり、運営補助金の交付に必要な書類が未受理であった。

<必要書類の未受理>

区分	必要書類	種類	未受理事業所数
交付申請	支援員等の雇用契約書	放課後児童健全育成事業	2
	支援学校在学証明、身体障害者手帳等	障害者受入推進事業	3
実績報告	登録児童の入所申込書（追加分）等	放課後児童健全育成事業	5
	送迎実施記録等	送迎支援事業	14
	賃金改善前後の規定等	支援員等処遇改善事業	20
必要書類の未受理が一つ以上あった事業所			21

また、8 事業所において、次表のとおり受理済書類の内容に不備があった。そのうち、1 事業所（次表※）の運営補助金が過大に交付されていることが確認されている。

<受理済書類の不備>

区分	不備の内容	種類	該当事業所数
交付申請	支援員等の雇用契約書の契約期間が終了していた。	放課後児童健全育成事業	1
	開所日数が 250 日未満にもかかわらず、長時間開所加算の対象としていた。	放課後児童健全育成事業（長時間開所加算：長期休業期間分）	1
	児童ホームの運営と他の実施事業との賃借料の按分が誤っていた。	賃借料補助	4
実績報告	燃料費に係る領収書の金額と実績報告書の金額が不一致であった。	送迎支援事業	3
	人件費に係る根拠資料の金額と実績報告書の金額が不一致であった。	送迎支援事業	2(※)
受理済書類の内容に不備が一つ以上あった事業所			8

3 支援交付金の交付要件の誤認

運営補助金の補助対象項目の一つである送迎支援事業において、国の支援交付金の要綱等では事業所が送迎に係る費用を保護者から徴収している場合、交付金の交付対象とはならないとされているにもかかわらず、所管課は送迎費を事業所が徴収していてもそれが送迎支援事業以外の支援交付金の算定から控除されていれば交付対象になると思ひ込み、国等への必要な確認を怠っていた。そして、その誤った解釈のまま、補助制度を始めた平成 30 年度以降、毎年度過大な歳入予算を計上し、交付対象として国等へ申請を行い、支援交付金を受けていた。その結果、過去に遡って、一般財源による交付金の返還が生じることとなった。

4 課題

運営補助金の交付において、次のような問題が生じていた。

- (1) 複数の事業所において、必要な書類を受理していなかったほか受理した書類においても内容に不備があるものが散見され、また 1 事業所の運営補助金が過大に交付されていた。
- (2) 補助対象項目の一つである送迎支援事業において、財源となる支援交付金の交付要件を国等へ確認することなく誤解したまま歳入予算を計上し、誤った交付額を申請してきた結果、過去に遡って、既に交付された支援交付金を国等へ一般財源で返還しなければならない事態が生じている。

これらの原因は、前年踏襲で事務を行い、適正に実施しなければならない履行確認や国の交付要綱等の確認を怠り、組織としてのチェック機能も欠落していたことと考える。特に要綱等の確認を怠ったことにより、想定外の一般財源による負担を生じさせたことは極めて重大な問題と言える。

【求める措置】

放課後児童健全育成事業所運営費補助金の交付において多くの問題が生じていたが、これらは不十分な履行確認や要綱等の確認不足などの杜撰な事務が原因であると考えられる。その結果、想定外の一般財源による負担が生じたことは市民にとっては損失とも言え、厳格な予算策定が求められる市においてあってはならない事態であり、極めて重大な問題である。

したがって、今回の問題に対してしかるべき対応を行うことは当然として、二度と同じような過ちを繰り返さないよう有効な対策を講じ、適正な事務執行を確保するよう求める。

<尼崎市子ども会連絡協議会への事業委託及び補助金の交付に係る履行確認等について>

〔児童課〕

1 事業の概要

児童生徒の健全な育成を図ることを目的として「地域活動・児童交流事業」（以下「交流事業」という。）及び「いきいきあまっ子リーダースクール事業」（以下「リーダースクール事業」という。）を尼崎市子ども会連絡協議会（以下「市子連」という。）へ委託し、実施している。また、市子連に対し、「尼崎市子ども会連絡協議会補助金」（以下「市子連補助金」という。）を支出している。

(1) 交流事業の概要（委託）

ア 事業目的

学校休業日に地域での異年齢児童の交流を図る事業を行うことにより、地域での児童生徒の健全育成を図るとともに子どもが主体的に地域活動に参加する機会と場を提供し、地域活動の活性化を図る。

イ 事業内容

市内在住の小中学生を対象とし、球技大会や季節行事等の事業を各地区（12 地区）でそれぞれ 2 回以上実施する。

ウ 対象経費

事業執行に必要な報償費、需用費（食糧費については、水分補給のための飲料のみを対象とする。）、役務費、使用料及び賃借料とする。なお、その他の委託している事業経費と重複しないこととし、また経費の用途を明確にすること。

エ 令和 6 年度の支出額等

1,287 千円(契約額と同額、概算払)

(2) リーダースクール事業の概要（委託）

ア 事業目的

異年齢による様々な青少年活動により児童生徒の社会性、協調性を養うとともに、積極性や自主性などの伸長を図り、地域活動等においてリーダーシップを発揮できる児童の育成を図る。

イ 事業内容

小学校 4 年生から中学校 3 年生までを対象とし、野外活動による自然体験や集団で楽しむゲーム等の技術習得などの課程（10 回以上）を実施する。

ウ 対象経費

事業執行に必要な報償費、需用費（食糧費については、参加児童生徒の水分補給に係る飲

料用のみ認める。)、役務費、使用料及び賃借料とする。参加費は無料とするが、材料費等の実費は徴収できる。

エ 令和6年度の支出額等

1,038千円(契約額1,110千円、概算払)

(3) 市子連補助金の概要

ア 補助目的

市子連が実施する子育てを支えるコミュニティづくりをめざした活動の活性化を図るとともに、子どもをめぐる育成環境の整備事業の一環として、市子連の事業内容の充実と円滑な運営を促進する。

イ 補助対象等

本部補助として、市子連が設立趣旨に沿って実施する公益的な事業、研修費（講師謝礼、会場使用料等）、また単位補助として、下部組織の活動に対する助成費に対して補助金を交付する。なお、人件費、事務所借上料、光熱水費、総会費、上部団体への負担金等のほか本市委託事業の対象となる経費は対象外とする。

交付額は補助対象経費の2分の1を上限とし、本部補助、単位補助ともに、それぞれ当該年度の予算の範囲内とする。

ウ 令和6年度支出額等

822千円（交付決定額と同額、概算払）

2 事業委託における不十分な履行確認

交流事業及びリーダースクール事業については業務完了後、また市子連補助金については年度終了後に市子連から提出された事業報告書等により履行確認等を行い精算しているが、その事業報告書等は簡易なもので支出の内訳が記載されていないなど、適正に履行確認を行っていなかった。その結果、次のように令和6年度において、委託料の使途として不適正もしくは不適切（社会通念上）と考えられる支出が生じていた。

(1) 仕様書に定めのない経費への支出

事業	内容	金額
交流事業	事業実施に直接関係のない経費	10,000円
	地区まつり（園田カーニバル）の広報協力金	
リーダー スクール 事業	対象外年齢の事業参加費	28,000円
	高校生以上の市子連主催事業への参加費（4名分）	
	事務負担金	180,000円
市子連への事務負担金1年分		

(2) 不適切と考えられる支出

事業	内容	金額
交流事業	換金性の高い金券代	36,000円
	イベントの賞品として配布された図書カードなど	
	遊園地のフリーパス代等	106,500円 (入場料込)
遊園地の入場料とは別に追加料金が必要となる乗り物のフリーパス代（引率の大人分含む。）やアスレチック利用料		

(3) 事業委託（交流事業）における費用の受託者負担

交流事業において、契約額が1,287,000円であるにもかかわらず、受託者から市へ提出された収支決算報告書によると、事業実施にかかった支出の総額は1,820,706円であり、受託者が533,706円を負担していた。

<交流事業の収支>

(単位：円)

		計画	実績
収入	委託料	1,287,000	1,287,000
	受託者負担分	-	533,706
	計	1,287,000	1,820,706
支出		1,287,000	1,820,706
収支		0	0

また、市からの委託料と受託者負担分の支出経費の明確な区分はなく、履行確認が適正に実施できない状態であった。これは市として実施しなければならない委託料の積算を行っていないことが主因と考えられ、委託内容の見直しも含め、その内容に見合った金額で契約する必要がある。なお、受託者負担分は市子連補助金の補助対象経費にされていたと考えられる。

(4) 市子連補助金の補助対象経費と委託している事業経費の重複

市子連主催事業である他都市交歓大会に係る経費は市子連補助金の補助対象になるが、リーダースクール事業の委託料から支出された参加料(28,000円)が充当されており、実質的に委託している事業経費の一部が補助対象経費と重複していた。本来であれば、補助対象経費からこの参加料相当分を控除した上で、補助金を算出すべきであるが、控除せずに補助金が交付されていた。

なお、監査の過程で2(1)に記載のとおり、この参加料はリーダースクール事業の経費として不適正で認められないことが判明したことから、結果として補助金の交付額には影響しない。

3 交流事業の周知不足

交流事業の対象者は市内在住の小中学生であるが、周知の範囲が児童ホームやこどもクラブなど限定的であり、周知が十分できているとは言い難い。また、所管課は参加者の内訳(受託先である市子連の会員とそれ以外の参加者数など)を受託者に報告させておらず、事業の実態を把握していなかった。

4 課題

交流事業及びリーダースクール事業において、次の問題が生じていた。

- (1) 仕様書に定めのない経費への支出が複数生じていたほか、イベント賞品として換金性の高い図書カードを購入するなど、委託料の用途として不適切と考えられる支出があった。
- (2) 交流事業においては、事業経費の不足分を受託者が負担しており、委託料と受託者負担分の支出経費は明確に区分されていなかった。
- (3) 対象者に対する事業の周知が不足していた。

これらの問題が生じた要因は長年、市子連に同一の業務を委託してきたことで団体任せとなり、履行確認等が不十分となったことであると考え。改めて市の責務を認識し、適正に事務を行う必要がある。

また、市子連補助金においては実質的に、委託している事業経費の一部が補助対象経費と重複していた。この重複分は監査の過程で、委託している事業経費として認められないことが判明したことから、結果的に補助金の交付額への影響は無くなったものの、このような事態が生じた要因は委託する事業と補助対象事業を明確に区分していないことであり、是正する必要がある。

【求める措置】

尼崎市子ども会連絡協議会への事業委託及び補助において多くの問題が生じていたが、この要因は、同一団体への委託等を長年続けていたことから所管課の事業の管理や履行確認等の意識が薄れ、事業の適正性の検証が不十分となっていたことと考えられる。

これらの検出された問題に対して適切に対応するほか、改めて実態を踏まえた上で、事業目的に対し必要かつ適切な支出経費について検討し、仕様書等を見直すなど事業の適正化を図るよう是正を求める。

委員措置要求事項 3

<こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料等の管理について>

〔児童課〕

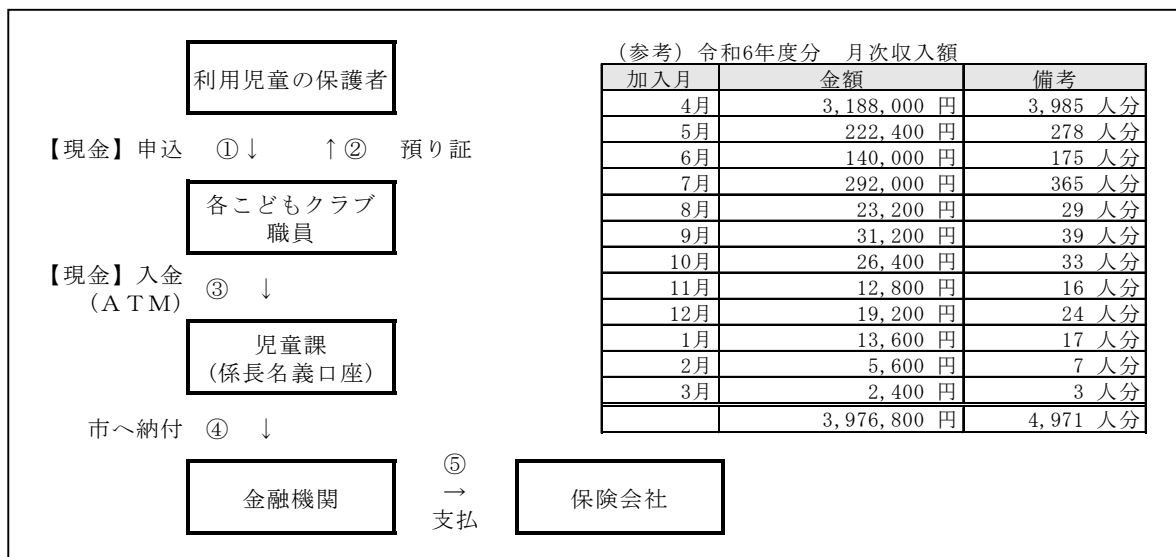
1 業務の概要

こどもクラブを利用する際、スポーツ安全保険に未加入の児童については、市がまとめて加入手続を行っている。

その手続等の事務フローは、次図のとおりである。まず、利用児童の保護者は各こどもクラブで利用を申し込み、保険料として800円をこどもクラブの職員へ預ける(①)。こどもクラブの職員はその引換えとして預り証(所管課作成)を発行する(②)。その現金は一時的に各こどもクラブ内で保管され、適宜、こどもクラブの職員が児童課の係長名義の銀行口座に入金する(③)。所管課はその口座に入金された保険料を翌月にまとめて、前月分の保険料として市の会計に収入し(④)、同額を保険会社へ支払う(⑤)。

なお、この事務フローはスポーツ安全保険料を公金として取り扱うこととした令和3年度以降のものである。

<スポーツ安全保険加入に係る事務フロー等>



2 不適正な徴収事務

(1) 係長名義の銀行口座での不適正な公金管理

所管課で銀行口座を開設する場合は、口座の名義を現金出納員である課長とするなど市で定められた運用に則る必要があるが、所管課は適正な手続等を行わず、係長名義の口座でこどもクラブの利用児童の保護者から徴収したスポーツ安全保険料を管理していた。

(2) 現金取扱員でない職員による現金の取扱い

現金を取り扱うためには、該当職員に対して尼崎市財務規則（以下「財務規則」という。）に定める現金取扱員の補職を発令する必要があるが、実際に現金を取り扱っていた子どもクラブの職員に対して発令が行われていなかった。

<財務規則（抜粋）>

設置箇所	現金出納員		現金取扱員	
	充てるべき職	委任を受ける事務	充てるべき職員	委任を受ける事務
子ども青少年局 保育児童部 児童課	課長	2 公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に係る加入掛金の収納及び保管	あらかじめ指定する職員	

注：委任を受ける事務欄は財務規則において空白である。

(3) 所管課独自の預かり証

市民等から公金を徴収するときは、市で定められた領収書を使用するなど、財務規則等に則った手続が必要であるが、子どもクラブでスポーツ安全保険料を現金で徴収する際、所管課が作成した子どもクラブ申込書兼同意書の下部を切り取った「預かり証」を発行するといった不適正な事務処理が行われていた。

3 放置されていた未使用金等

(1) 係長名義の銀行口座の未使用金

令和7年11月21日時点の口座残高22,320円のうち、7,200円については各子どもクラブから入金された11月分の保険料である。残りの15,120円は過去に振込手数料分として徴収していた残金及び普通預金利息で、速やかに市の会計に納入すべきものであるが、それが放置されていた。

(2) 子どもクラブにおける使途不明金

4つの子どもクラブにおいて、公金を保管する金庫内に使途不明の現金（合計243円）が存在していた。

4 課題

子どもクラブにおけるスポーツ安全保険料の徴収は現金を取り扱うことから紛失や盗難、不正等のリスクが高い事務であるが、その現金を係長名義の銀行口座で管理していたほか、現金取扱員ではない職員が取り扱うなど市の財務規則等に反する不適正な事務処理が複数年度にわたり続いていた。また、その口座には過去に徴収した振込手数料等が残ったままとなっていた。

このような不適正な状況を是正する機会はいまだにあり得るが、放置してきたことは組織の管理体制に問題があったと考える。

その他、4つの子どもクラブにおいて、使途が不明な現金が存在するといった問題があった。

【求める措置】

こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料の徴収方法等が市の規則に反していることを把握し、是正する機会がこれまでにあったと考えられるが、その不適正な状態を放置してきたことは、組織としての現金の取扱いに対するリスク認識の低さに起因するものと考えられる。

したがって、速やかに規則に則った方法に改善すること、また過去に徴収した振込手数料及び用途不明金等についてしかるべき対応を行うことは当然として、今後同様の問題が生じないように、問題を認識した際には、その対応の進捗管理を適切に行うなど問題を先送りすることなく迅速に解決するよう求める。

このほか、他の業務委託において契約事務の不備や必要書類の未受理、また収入事務において調定額の計上誤りといった事例などが見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

また、児童ホーム使用料及び傷害保険加入負担金の債権管理において、収納率向上の取組実績の検証が可能となるよう、収納率の目標値に各取組の効果を具体的な数値として組み込み、その結果の分析や評価を取組の改善に生かすよう監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

(4) 経済環境局

対象組織	環境部 環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当、業務課、ごみ減量政策担当、クリーンセンター建設担当、クリーンセンター
監査の期間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 環境創造課

(1) 組織の役割

地域における地球温暖化対策、環境教育の推進及び自然環境保全を行うほか、環境保全の啓発・活動支援の実施及び環境影響評価制度を所管する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
ゼロカーボンシティ推進事業	166,880
環境保全の啓発・活動支援事業	31,055
脱炭素経営支援事業	5,019
脱炭素ライフスタイル推進事業	4,997

2 環境保全課

(1) 組織の役割

環境保全に取り組むため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音及び振動対策の企画、立案及び規制を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
大気汚染対策事業	39,341
自動車公害対策事業	22,069
水質汚濁・土壌汚染対策事業	7,478

3 産業廃棄物対策担当

(1) 組織の役割

生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物の適正処理の指導、監督及び啓発等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
産業廃棄物対策事業	7,954

4 業務課

(1) 組織の役割

一般家庭ごみ及びし尿の収集を行う。また、まちなみ美化や生活環境保全のため、不法投棄の取締り、不法広告物の除却、駅前や公衆便所等の清掃及びポイ捨て防止の啓発事業等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
ごみのないまちづくり事業	102,167
大型ごみ収集等事業	63,331
じんかい収集事業	51,094
公衆便所維持管理事業	13,366
ごみ減量・リサイクル推進事業	5,103

5 ごみ減量政策担当

(1) 組織の役割

一般廃棄物処理計画の策定、一般廃棄物処理業務の許可及び処理業者の指導監督を行うとともに、ごみの減量及びリサイクルに係る推進等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
大高洲庁舎等維持管理事業	46,850
ごみ減量・リサイクル推進事業	17,175
「紙類・衣類の日」回収事業奨励金	15,580
資源集団回収運動奨励金交付事業	11,837
さわやか推進員制度事業	1,930

6 クリーンセンター建設担当

(1) 組織の役割

令和12年度に寿命を迎えるクリーンセンター第2工場、資源リサイクルセンター及びし尿処理施設等の建て替えに関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	469,367
次期焼却施設等整備事業	257,356

7 クリーンセンター

(1) 組織の役割

クリーンセンターの利用許可、使用料その他の諸収入金の徴収に係る事務を行うほか、焼却装置による廃棄物処理、ふん尿処理及び廃棄物の検査分析等を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
第2工場管理事業	1,070,042
焼却施設等整備事業	572,396
資源リサイクルセンター管理事業	403,759
焼却施設等維持管理事業	76,975
し尿処理施設管理事業	57,150

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかった。

しかしながら、業務委託において契約事務の不備や必要書類の未受理といった事例などが見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、優良管理ごみ集積施設認定制度において有効な案内・勧奨活動及び制度の付加価値向上に向けた対策の実施や、さわやか推進員制度事業において成果指標等の追加設定等により適切に事業評価を行うことなど、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

(5) 教育委員会事務局

対 象 組 織	管理部 教育情報システム課 学校教育部 学事企画課、学校給食課、学校給食センター担当 教育総合センター 学び支援課 社会教育部 社会教育課、スポーツ推進課、歴史博物館、中央図書館 高等学校 尼崎高等学校、尼崎双星高等学校
監 査 の 期 間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで

第1 対象組織の役割及び主な監査対象事務事業

1 教育情報システム課

(1) 組織の役割

教育情報システム、コンピューター・ネットワーク等の環境整備及び活用業務の総合調整を行う。また、学習用のICT機器や情報教育、ICTを活用した学習基盤の整備等に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
教育ICT環境整備事業	2,492,972
学校情報通信ネットワークシステム関係事業	42,192

2 学事企画課

(1) 組織の役割

学校教育に係る施策と学校教育計画の総合調整、学校施設の目的外使用に関すること、市立学校・園の予算に関すること、学級編制、通学区域、就学援助、高校授業料の収納及び減免等に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事務

学校徴収金に関する事務処理に対する指導等

今年度の監査で、学校徴収金であるクラブ振興会費の会計において課題が検出されたことから、当該課題に関連する範囲で学事企画課を監査対象に追加した。

3 学校給食課

(1) 組織の役割

学校の給食調理業務を民間事業者に委託するとともに、給食内容の充実を図り、学校における食育を推進する。また、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費等を扶助し、義務教育の推進を図る。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
給食物資調達関係事業	1,630,172
給食調理業務委託関係事業	975,350
準要保護児童生徒就学援助給食費扶助	254,674
学校環境衛生管理関係事業	666
食育フェア開催事業	283

4 学校給食センター担当

(1) 組織の役割

中学校給食の献立、学校給食センターの調理・配送及び維持管理に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
学校給食センター整備運営事業	533,840
中学校給食関係事業	5,822

5 学び支援課

(1) 組織の役割

教職員の資質・指導力を高めるため、教育課題に関する研究・情報収集等を行うとともに教職員研修を行う。また、学習用コンピューターを活用した情報教育等を推進する。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
教職員研修事業	5,417
未来の学び研究事業	5,034
児童生徒文化充実支援事業	4,518

6 社会教育課

(1) 組織の役割

社会教育（学校教育との連携を含む）、人権教育及び青少年の非行防止に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
少年補導活動事業	13,060
学社連携推進事業	11,622

人権啓発活動事業	3,656
P T A 連合会等補助金	340
成人教育事業	74

7 スポーツ推進課

(1) 組織の役割

各種スポーツイベント、スポーツ大会の実施、学校スポーツ施設の開放事業及びスポーツ振興激励金の支給等に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
体力・健康づくり促進事業	28,927
体育協会等補助金	11,238
「スポーツのまち尼崎」促進事業	10,480
スポーツ大会事業	10,322
市民スポーツ振興事業	2,960

8 歴史博物館

(1) 組織の役割

歴史博物館の維持管理、資料等の収集・閲覧・調査研究及び文化財の保護等に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
文化財保護啓発事業	12,789
歴史博物館展示事業	3,939
文化財保存活用地域計画策定事業	3,445
歴史博物館資料保存事業	1,000

9 中央図書館

(1) 組織の役割

図書館の維持管理、オンラインシステムの整備及び図書館行事の実施等に関する業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
図書館施設維持管理事業	78,561
図書等購入事業	37,137
図書館行事事業	476

10 尼崎高等学校

(1) 組織の役割

教材・備品等の整備、施設の管理及び学校事務等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
全日制高等学校教材費	20,499
全日制高等学校施設維持管理事業	97,805
学校事務	—

11 尼崎双星高等学校

(1) 組織の役割

教材・備品等の整備、施設の管理及び学校事務等の業務を行う。

(2) 主な監査対象事業

事業名	令和7年度当初予算(千円)
全日制高等学校教材費	24,439
全日制高等学校施設維持管理事業	68,669
学校事務	—

第2 監査の結果

監査の結果、対象組織においては次の課題が検出された。委員措置要求事項について速やかに所要の措置を講じられるとともに、委員改善要請事項について記載のとおり取り組まれない。

委員措置要求事項 1

委員改善要請事項 1

<外部講師への旅費支出における源泉徴収について>

〔学び支援課〕

〔会計管理室〕

1 教職員研修事業

所管課は教職員に対して研修体系に基づいた幅広い研修を実施し、資質向上を図るとともに、教職員自らが実践的指導力を高めるための自主的研究を推進し、指導力の向上も図っている。

そして、研修等において外部から本市に招へいした講師に対し、報償費（謝礼）や旅費（交通費）を支払っている。

2 旅費の支払時の不備

研修等における講師への報償費や旅費の支出に当たっては、所得税法に基づき所得税分の控除（源泉徴収）が必要な場合がある。令和2年度から7年10月までの旅費の支出を確認した結果、次表のように必要な源泉徴収が行われていないものがあつた。

<源泉徴収漏れ（令和2年度から7年10月まで）>

年度	研修名	支払先 (個人)	支出額 ①	所得税額 ①×10.21%
2~7	特別臨時研修 ほか17件	計18名	388,480円	39,657円

注1：所得税額には復興特別所得税を含む。

注2：所得税額は研修ごとの所得税額を計算（1円未満の端数は切捨て）した合計額

また、源泉所得税が未納付の状態であることから延滞税が別途発生する可能性がある。

3 課題

旅費の支出における源泉徴収漏れは、所管課の職員の所得税法に関する知識不足に加え、防止する仕組みも脆弱であったことから生じたものと考えられる。これは全庁的な問題と言え、市全体で実効性のある再発防止策を講じる必要があると考える。

【求める措置】

所管課に対し、

教育委員会事務局における所得税の源泉徴収漏れの調査で判明したものも含め適切に対応するとともに、今後、同様の問題が生じないよう、所得税の源泉徴収に係る正確な知識の習得に努めるほか、実効性のある再発防止策を講じるよう求める。

【要請の内容】

会計管理室に対し、

既を実施した旅費に係る所得税の源泉徴収漏れの調査結果を踏まえ、市として事後対応を確実にを行うとともに、旅費に限らずその他の費目の支出についても適正に源泉徴収が行われているか把握するよう要請する。

また、今回の問題のようなリスクの高い事例が発生した場合には、全課が正しく認識できるよう速やかな事例の共有を徹底するほか、関係部局と連携し、職員の会計事務に関する知識向上など市全体のリスク対策を講じること、また支出の審査において、実効性のある防止の仕組みを構築することを要請する。

委員措置要求事項 2

<尼崎市体育協会への業務委託における委託料の未積算等について>

〔スポーツ推進課〕

本市は、「マスターズイン 2024 あまがさき選手権大会開催業務」、「令和 6 年度尼崎市体育協会会長杯・尼崎市長旗大会開催業務」及び「スポーツ指導者養成講習会事業開催業務」を尼崎市体育協会（以下「体育協会」という。）に委託し、実施している。なお、体育協会の事務局は所管課が担っている。

1 マスターズイン 2024 あまがさき選手権大会等開催業務

「マスターズイン 2024 あまがさき選手権大会」及び「令和 6 年度尼崎市体育協会会長杯・尼崎市長旗大会開催業務」をまとめて契約しており、契約額は 814 千円で支払方法は概算払となっている。

(1) 業務内容

ア マスターズイン 2024 あまがさき選手権大会の開催

中・高齢者が気軽に多種・多様なスポーツに参加できる機会を提供するため、ベイコム総合体育館等で当該大会を実施する（19 種目）。

イ 令和 6 年度尼崎市体育協会会長杯・尼崎市長旗大会の開催

市民が気軽に多種・多様なスポーツに参加できる機会を提供するため、ベイコム総合体育館等で当該大会を実施する（24 種目）。

(2) 本業務の実施に係る費用負担

本業務の実施に係る体育協会の予算額及び決算額の内訳等は次のとおりで、費用の一部を体育協会が負担していた。

<令和6年度の本業務に係る体育協会の予算額等>

(単位：円)

事業名	内容	予算額 (A)	内訳		決算額 (B)	内訳		予算額－ 決算額 (A－B)	内訳	
			市委託料	体育協会 負担分		市委託料	体育協会 負担分		市委託料	体育協会 負担分
マスターズ	謝礼	441,600	278,400	163,200	427,800	269,514	158,286	13,800	8,886	4,914
	メダル	40,128			40,128					
市長旗	メダル	249,568	132,000	157,696	249,568	132,000	157,696	0	0	0
共通経費	競技運営費	400,000	400,000	—	111,200	111,200	—	288,800	288,800	0
	通信費	3,600	3,600	—	—	—	—	3,600	3,600	0
合計		1,134,896	814,000	320,896	828,696	512,714	315,982	306,200	301,286	4,914

注 1：「マスターズ」は、「マスターズイン 2024 あまがさき選手権大会」のことである。

2：「市長旗」は、「令和 6 年度尼崎市体育協会会長杯・尼崎市長旗大会」のことである。

→ 市へ戻入

(3) 積算のない委託料

本業務は、市からの委託料のみでは大会役員に対する謝礼やメダルの費用等の必要な経費を賄えず、体育協会が費用の約 4 割を負担している。このような不適正な状態は過去から続いており、また委託料の金額は前年度の予算額等を踏襲したもので、積算されておらず不明瞭である。なお、精算により市へ戻入が生じているが、その金額は体育協会の予算における委託料と体育協会負担分との按分比率を用いて算出されている。

2 スポーツ指導者養成講習会事業開催業務

「スポーツ指導者養成講習会事業開催業務」の契約額は 476 千円で支払方法は概算払となっている。

(1) 業務内容

ア 種目別指導者講習会

体育協会に加盟する団体（24 種目）に所属するスポーツ指導者を対象に 1 団体につき、1 回 2 時間の講習会を 2 回実施する。

イ スポーツ指導者講演会

本市のスポーツ競技力の向上と活動促進を図るために活動を行っているスポーツ指導者を対象に、1 回 2 時間程度の元トップアスリート等による講演会を 2 回実施する。

ウ スポーツ指導者講習会

本市のスポーツの競技力の向上と活動促進を図るために活動を行っているスポーツ指導者を対象に、1 回 2 時間程度の講習会（具体的な指導方法や指導者のニーズに即したもの）を 2 回実施する。

(2) 本業務の実施に係る費用負担

本業務の実施に係る体育協会の予算額及び決算額の内訳等は次のとおりで、費用の一部を体育協会が負担していた。

<令和6年度の本業務委託に係る体育協会の予算額等>

(単位：円)

事業名	予算額 (A)	内訳		決算額 (B)	内訳		予算額－ 決算額 (A－B)	内訳	
		市委託料	体育協会 負担分		市委託料	体育協会 負担分		市委託料	体育協会 負担分
種目別指導者講習会	672,000	360,000	312,000	560,000	302,400	257,600	112,000	57,600	54,400
スポーツ指導者講演会	448,000	58,000	390,000	346,980	58,000	288,980	101,020	0	101,020
スポーツ指導者講習会	58,000	58,000	—	55,685	55,685	—	2,315	2,315	0
合計	1,178,000	476,000	702,000	962,665	416,085	546,580	215,335	59,915	155,420

↳ 市へ戻入

(3) 積算のない委託料

本業務は市からの委託料のみで実施されておらず、体育協会が費用の約 6 割を負担している。このような不適正な状態は過去から続いており、また委託料の金額は前年度の予算額等を踏襲したもので、積算されておらず不明瞭である。

(4) 精算額の妥当性

業務ごとの精算方法をみると、種目別指導者講習会においては、一部の講習会が未実施となったことから体育協会の予算における委託料と体育協会負担分との按分比率を用いて減額で精算されている。一方、スポーツ指導者講演会では、仕様書どおりに業務が実施されたことから、決算で減額となった経費は全て体育協会の負担額から減額されており、委託料は減額されていない。このように両業務の精算方法は異なっているが、そもそも本業務の委託料が積算されていないため、精算額や方法が適切であるか判断出来ない状態となっている。

3 課題

委託料は市が業務に必要な経費を積算し、その委託料により業務を実施するものであるが、体育協会へ委託している上記の業務においては、過去から委託料を積算しておらず、業務実施に必要な経費の不足額を受託者である体育協会に負担させている。このような状況において、次の問題があると考ええる。

- (1) 業務に必要な委託料を積算していないため、委託料の金額や精算額が適正であるかが分からない状態となっている。
- (2) 委託の形式をとりながら、その実態は体育協会との共催事業であり、主体が不明確となり市が主体的に事業を実施することが困難となる可能性がある。

【求める措置】

体育協会へ委託している業務において、市として実施しなければならない委託料の積算を行わず、また業務実施に必要な費用の不足分を受託者に負担させるなど不適正な状態が続いていた。

業務の実施主体を明確にした上で、業務内容や実施方法について、支出費目の変更も含め改めて検討し業務の適正化を図るよう是正を求める。

<クラブ振興会の会計事務について>

〔学事企画課〕

〔尼崎双星高等学校〕

1 クラブ振興会の概要

尼崎双星高等学校のクラブ振興会はPTA等で組織され、その活動は主に保護者からの会費で賄われており、学年費等とともにクラブ振興会費として生徒一人当たり月額400円を徴収している。クラブ振興会費は「学校園徴収金事務取扱要項」（以下「要項」という。）の適用対象となるため、教育委員会は校長に対し、その事務処理について必要な助言又は指導を行うことができる。

また、クラブ振興会の事務局は、尼崎双星高等学校内に置かれており、クラブ振興会の会則により役員は原則PTA役員の上から選出されるが、令和6年度は学校から監事1名（事務長）が役員として選出されている。

2 クラブ振興会の会計事務

クラブ振興会から支出される経費については、クラブ活動支援規定で次のように定められている。

<クラブ活動支援規定>（抜粋）

- (1) 生徒のクラブ活動に係る、近畿大会相当参加を支援する。（下表参照）
- (2) 支出は、事前の計画書の承認を経て行うものとする。
- (3) その他特別に必要な場合は、役員会で審議する。

	国内
旅費	年間上限 100万円
宿泊費	上限 15,000円/1人

※部員数によって考慮します。

※海外遠征の場合は審議の上考慮します。

※エントリーメンバー（氏名提出）のみ対象となります。

3 会計事務等における不備

令和6年度のクラブ振興会の会計事務等において、次の不備が生じていた。

(1) 領収書の合計額と支出額の不一致

熱中症対策として各クラブが飲料等を立替払で購入し、その領収書による請求により、費用を支出していたが、領収書の合計額と支出額が不一致のものが2件あった。

(2) 現金出納簿の記載の不備等

ア 不明瞭な出金

通帳では10月2日に44,000円、17,346円と2回支出され、10月30日に2回（44,000

円、17,346円)に分けて同額(61,346円)が収入されている。しかし、現金出納簿においては、それらに該当する記載がなく、出金理由は不明であった。また、出金日と同一日に同額を戻入しているものが7月に1件あるが、同じく出金理由は不明であった。

イ 現金出納簿等における不適正な記載等

現金出納簿において、鉛筆による記載や修正液による修正など不適正な記載等が複数あった。

(3) 不適切な支出

令和6年度のクラブ振興会の監事である尼崎双星高等学校の事務長(当時)に対し、令和7年3月に賤別として商品券(5,000円分)を渡していた。市職員である事務長がクラブ振興会の業務に対してクラブ振興会から金品を受け取ることは不適切である。

(4) 支出手続の不備

ア 請求書兼領収書の不備

請求書兼領収書において、請求日や領収日が空欄であるものや、領収の署名押印がないもの、請求書の金額を修正液で修正しているものが多数あった。

イ クラブ活動支援規定と異なる運用

クラブ振興会から各クラブへの支出は、週に1回クラブ振興会の経理担当者がクラブ顧問の教員等からの請求書兼領収書により行い、月1回開催される役員会において、役員が決裁により承認している。そのため、承認がクラブ活動支援規定の「支出は、事前の計画書の承認を経て行うものとする」に反して、支出後となっているものがあつた。

また、請求の手続等の規定はなく、具体的に規定されているのは旅費及び宿泊費の上限額(国内の旅費100万円/年、宿泊費15,000円/人)のみで、それ以外は「その他特別に必要な場合は、役員会で審議する。」となっており、また令和6年度はクラブ活動支援規定を大きく超える約278万円を支出しているクラブがあるなど、役員会の裁量が大きいものとなっている。改めて実態に鑑みた上で、クラブ活動支援規定を見直し、適切に運用する必要があると考える。

<令和6年度 クラブ振興会会計決算報告書> (単位:円)

収入		支出	
費目	金額	費目	金額
前年度繰越金	30,175,464	陸上部	180,950
会費	5,256,800	女子バレー部	147,600
預金利息	12,907	男子バレー部	573,610
		男子テニス部	163,470
		吹奏楽部	2,782,330
		宇宙科学研究会	1,025,440
		書道部	536,640
		情報技術部	534,273
		外部コーチ費用	672,020
		懸垂幕	242,550
		簿記部	46,160
		野球部応援吹奏楽	482,320
		スポーツ安全保険	13,930
		御祝儀	65,000
		文化祭関連	90,174
		アケリ・フルグラ	267,196
		熱中症対策費	272,785
		事務員給与	240,000
		交通費	20,000
		施設保険代	50,440
		A E D	46,200
合計	35,445,171	合計	8,453,088

(収入) 35,445,171円 - (支出) 8,453,088円 = 次年度繰越金 26,992,083円

4 要項と異なるクラブ振興会費の管理

クラブ振興会費については要項の適用対象となる所、次のとおり要項と異なる取扱いがあつた。

- (1) 要項では会計担当者は教職員の中から指定すると規定されているが、クラブ振興会会則によりPTA役員のOBから選出されていた。

(2) 要項では校長が学校徴収金についての総括責任者であり、公費に準じて自己点検を行うと規定されているが、校長が会計を把握・点検するフローとなっていない。

(3) 要項では会計担当者は予算・決算案を作成し、校長は決定後、直ちに保護者等へ通知することとなっているが、予算案の作成及び通知を行っていない。

5 会費収入に対して過大な支出と多額の繰越金

令和6年度のクラブ振興会の決算報告書によると、会費収入（5,256,800円）に対して、支出額（8,453,088円）はその約1.6倍で、収入の不足分に前年度繰越金が活用されている状況にある。クラブ振興会費はクラブ振興に必要な額を全生徒の保護者から徴収しているため、各年度の会費収入額と支出額はほぼ同額での運用が妥当と考えられるが、現在の支出額は会費収入額とのバランスが取れていない。したがって、繰越金を除いて収支バランスを取り、また多額の繰越金（令和6年度末26,992,083円）については、年度間の公平性に十分に配慮した運用ルールを定め、適切に活用する必要があると考える。

6 課題

クラブ振興会に係る会計事務等において、次の問題が生じていた。

(1) 会計事務において、支出額の誤りや不適正な支出、不明瞭な会計処理のほか現金出納簿等における修正液による修正など多数の不備があった。

(2) 繰越金を活用し、会費収入額の約1.6倍を支出しており、クラブ振興会費の徴収金額に疑義が生じる状況となっていた。

このような不適正・不適切な会計事務等が行われていた原因として、次の3つが考えられる。

- ・現金亡失や不正使用等の会計事故のリスク認識が希薄であったこと
- ・事故の未然防止を目的に定められた要項に則った運用がされていないこと
- ・会費収入額に対する支出額の適正性について検討がされていないこと

そして、これらに共通する要因は、このような状況にもかかわらず、これら全てに対して教育委員会が指導等を怠るなどガバナンスが機能していなかったことにあると考える。

【求める措置】

クラブ振興会費の会計事務の不備を是正することは当然として、クラブ振興会費などの学校徴収金の事務について、学校や団体任せとせず教育委員会が主体的に関与することで、適正に管理する仕組みを構築することを求める。

委員措置要求事項 4

<金庫内に放置されていた現金について>

[尼崎双星高等学校]

1 金庫の概要

尼崎双星高等学校の事務室内には4台の金庫が設置されており、それらの金庫内には現金や通帳のほか、郵便切手、生徒の指導要録等が保管されている。なお、尼崎双星高等学校は平成23年度に尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合し開校した学校である。

2 金庫内の現金

金庫内には手提げ金庫が複数保管されているが、そのうち「産業・双星」、「東高校小金庫」と書かれた2つの手提げ金庫内に現金(合計57,322円)が、次表のように封筒に入れられた状態などで存在していた。なお、これらの手提げ金庫は現在使用していない。

<「産業・双星」と「東高校小金庫」記載の金庫内の現金内訳>

	金額(円)	封筒の記載内容等
産業・双星	34,704	〇〇様 課外クラブ活動技術指導料34,704円(3期分17,352円、4期分17,352円)
	5,612	21年卒業 学年預り金
	1,500	1年3組ガラス代¥1,500 15/5(金)済
	3,000	H21 5/25 ガラス代〇〇(2-1) ¥3,000
	577	4/8〇〇 4,577
	50	1年2組〇〇 ¥50おつり ※同総会費等の領収書(平成20年5月7日領収日付印)同封
	798	高圧タンク付ポンプ2点 ¥1,596 ※同封の請求書に「12/16商品不良の為、振込終わっている為、現金で返金してます。サービスカウンタ」の記載あり
	2,100	〇〇諸会費2・3月 返金分 ¥2,100
	2,080	2,080
	4,000	「尼崎市立尼崎産業高等学校御中」を×で消去
2,251	【封筒なし 直接保管】 金種(1,000円×2枚、50円×3枚、10円×9枚、5円×1枚、1×6枚)	
東高校小金庫	650	【封筒なし 直接保管】 金種(500円×1枚、100円×1枚、10円×5枚)
合計	57,322	

注：〇〇は個人名

3 課題

所管課は金庫内を定期的に点検するなど、その保全に努め、保管している現金や物品等を適正に管理する必要がある。しかしながら、金庫内の整理や点検が行われておらず、金庫内の金銭等について人事異動による引継ぎも行われていなかった。その根底には現金の取扱いリスクに対する意識の低さがあると考えられる。

【求める措置】

放置されていた現金に対してしかるべき対応を行うことは当然として、定期的な金庫内の整理・点検や人事異動時の適切な引継ぎ、そして現金の取扱いリスクに対する職員の意識を高めるなど、適切な再発防止策を講じることを求める。

<尼崎市版G I G Aスクール構想の進捗管理等について>

〔学び支援課〕

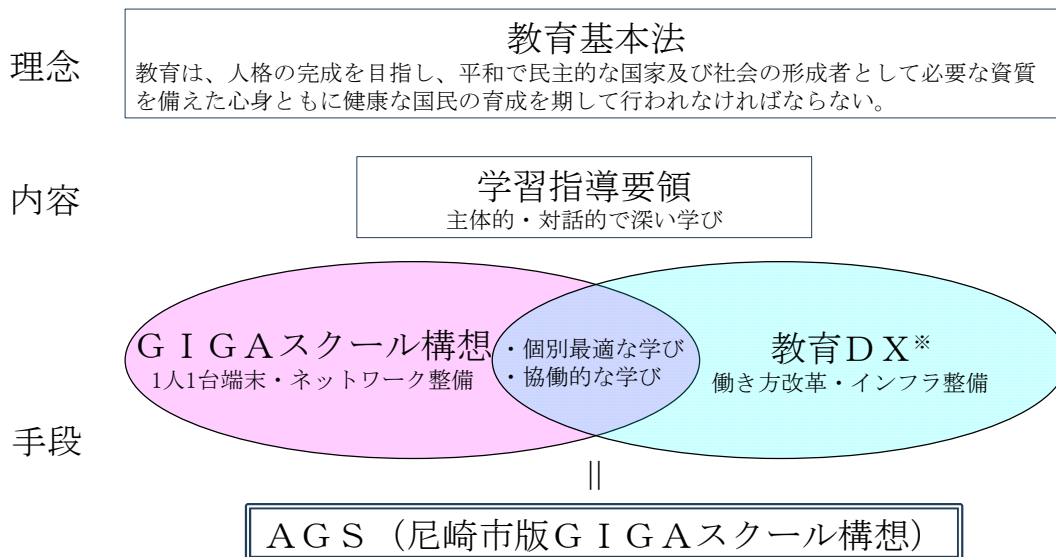
1 尼崎市版G I G Aスクール

文部科学省は令和元年度に1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することにより、教育の質を向上させ、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的にG I G Aスクール構想を掲げ推進している。

本市はこの構想を推進するため、令和元年度に「尼崎市版G I G Aスクール」（以下「AGS」という。）を掲げ、令和7年度から教育情報システム課が「①ICT機器・インフラの整備」を、所管課はICTを活用した「②学びの深化・転換」を進めている。なお、令和6年度は学校ICT推進課がどちらの業務も所管していた。

AGSと教育基本法等との関係は所管課等によると次のとおりである。

<AGSと教育基本法等との関係図>



※(教育DX)：教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション

G I G Aスクール構想(文部科学省)

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。
- これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

尼崎市版GIGAスクール構想

①ICT機器・インフラの整備

- 小・中学校の児童・生徒1人1台P C配備
- 校内に無線LAN配備 等

②学びの深化・転換

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

2 主体的・対話的で深い学びを実現するための取組

所管課はAGSを推進し、ICT機器を活用した「②学びの深化・転換（主体的・対話的で深い学び）」を実現するため主に次の取組を行っている。

<主な取組内容>

名称	内容
探究的な学習研究部会	幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員を対象とし、探究的な学習の手法の一つである問題解決学習に取り組み、校種間を越えた学びの展開を研究
STEAM教育モデル事業	プログラミング教材を用いた、プログラミング的思考を育むとともにSTEAM教育等に代表される発展的な教育手法を研究
未来の学び拠点校事業	探求的な学びや未来の学びに向けて校務改善を実践しようとする学校を研究指定校とし、その取組を大学と連携して支援する活動
ICT活用研修	ICT機器の基本操作の習得を目的とした初心者向け講座から主体的・対話的で深い学びに繋げる上級者向け研修等を実施
AGS掲示板	各学校において授業や校務で行われたICT機器を活用した実践事例を収集し、教職員が実践の参考にできるよう、一覧にして掲示

3 「②学びの深化・転換」における目標（目指すゴール）

ICT機器を活用した「②学びの深化・転換」の目指す具体的な目標は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 個別最適な学びと協働的な学びの実現</p> <p>ア 子どもたちの学習進度や理解度に応じた個別最適化された学習を可能にする。</p> <p>イ デジタルツールの活用により、意見の共有や共同編集をリアルタイムで行い、協働的な学びを深める。</p> <p>(2) 資質・能力の一層確実な育成</p> <p>ア 情報活用能力を含む、新しい時代に求められる資質・能力を育成する。</p> <p>イ 特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育環境を実現する。</p> <p>(3) 教育の質の向上と教師の負担軽減</p> <p>ア ICTを活用することで、教師が子どもたち一人ひとりの反応を把握しやすくなり、双方向型の一斉授業を可能にする。</p> <p>イ 校務の効率化を進め、教職員の働き方改革を推進する。</p> |
|--|

そして、所管課は令和 9 年度までに目標達成に向けてロードマップを作成し、それに基づいた事業展開を行う予定としている。

4 不十分な進捗管理等

ロードマップを作成し、ICT機器を活用したAGSの進捗管理等を適切に行い、目標を達成するためには次の問題をクリアする必要があると考える。

- (1) 3つの目標の達成後の姿や達成基準などが不明瞭である。
- (2) 目標達成に向けた現状の分析が不十分であり取り組むべき課題が不明確である。
- (3) 各事業実施後にアンケートを行っているが、成果指標等の設定が不足し、また事業や取組の分析や評価が不十分なため、有効な取組となっているのか検証できず、事業等の改善が適切に行われていない。

5 課題

AGSの実現に向け、様々な取組が進められているものの、目標達成後の姿や達成基準が明確になっておらず、目標達成に向けた現状分析や課題の把握が不十分となっている。その結果、現在の各取組が目標達成にどのように結びついているのかが不明確なうえ、適切な成果指標や活動指標が設定されておらず、評価や進捗管理等が困難となっている。

【要請の内容】

AGSのゴールとして掲げる「個別最適な学びや協働的な学びの実現」等について、達成時の具体的な姿や到達水準が漠然としているうえ、現状の分析は不十分で目標達成に向けて取り組むべき課題が明確になっていない。そのため、ゴール到達までのプロセスが十分に整理されていない状況にあると考える。

そこで所管課は、目標達成時の姿を明確に定め、現状をしっかりと分析し取り組むべき課題を明確にした上でロードマップを策定すること、また、各取組の進捗管理等が可能となるように適切な成果指標や活動指標を設定するほかアンケート結果の分析等を通じて事業の進捗等を把握・評価し、その結果を事業改善に反映させる仕組みを構築するなど、PDCAサイクルが適切に機能するよう改善を要請する。

このほか、業務委託において契約事務の不備や必要書類の未受理、またベイコム総合体育館のトレーニング室の市の備品等の管理が適切に行われていないといった事例などが見られた。これらのことについては、監査事務局から対象組織に対し措置を要求した。(事務局措置要求事項)

さらに、新たな図書館基本運営方針策定に向け、図書館における成果指標や目標値を見直し、目標値達成に向けた取組の検討を行うことや、少年補導活動事業において課題をしっかりと把握した上で事業目的や活動内容などを適切に設定し取り組むなど、監査事務局から対象組織に対し改善を要請した。(事務局改善要請事項)

令和7年度 財務・行政監査（工事監査） 〔監査の実施手順〕

令和7年度工事監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査対象工事の選定

財務・行政監査の対象組織に限定せず全ての部局を対象に令和6年4月1日から令和7年3月31日までに完成（契約終了）した工事又は令和7年4月1日時点で契約期間中の工事のうち契約金額1,000万円以上のものを抽出した上で、“3E”（有効性、効率性、経済性）の視点等を重視して次に掲げる観点でリスク評価を行い、監査対象工事を10件選定する。

(1) 有効性の観点

有効性についてのリスクが低いと考えられる工事（原状回復が目的である修繕や更新工事等）を除き、当初目的とした効果が得られていないといったリスクが高いと考えられる工事を選定する。

(2) 経済性の観点

当初計画の妥当性、設計変更の妥当性を確認するため、当初の契約額からの変更率が高い工事を選定する。

予定価格の算定の妥当性を確認するため、落札率の高い工事や入札回数が多い工事を選定する。

(3) 効率性の観点

効率性については、監査の過程で必要に応じて工事が適切であるかを確認する。

(4) その他の観点

工期設定や市による進捗管理などが適切であるかを確認するため、履行遅滞による事故繰越となった工事を選定する。

2 監査における着眼点の設定

実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、工事ごとに次の各段階において業務が適正・適切に行われているかについて、合规性・正確性に“3E”の観点を加えて本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

下記に各段階の主な着眼点を示す。

(1) 計画

実施時期、実施規模は適切か。

(2) 設計・積算

法令等に適合しているか。事業目的に対し有効なものとなっているか。

(3) 施工・監理監督

仕様書等で定められた書類が適切に提出されているか。施工計画書が現場の状況に対し有効なものとなっているか。

(4) 現地確認

現場標識等が適切に設置されているか。事業目的に対し有効な仕上がりとなっているか。

また、令和7年度の重点調査項目として、上記「1 監査対象工事の選定」に掲げる観点を踏まえて次のとおり設定する。

- ・課題解決に対する有効性
- ・設計変更の妥当性
- ・高落札率工事に対する価格算定の妥当性
- ・設計内容の妥当性（複数回の入札不調）
- ・適切な進捗管理

3 本調査の実施

2で設定した着眼点を中心に、工事関係図書の調査、現地調査、担当者等への質問等を行い、事実を検証する。これらの業務は公益社団法人大阪技術振興協会へ委託して実施し、監査においてその技術上の意見を参考とする。

4 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から対象組織の所属長に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

5 現場実査の実施・委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、現場実査を行い、その後必要に応じて委員監査会を開催する。

(1) 工 事 監 査

監査の期間	令和7年4月2日から令和8年2月26日まで
-------	-----------------------

第 1 監査対象工事

No.	工事名	契約金額 (円)	重点調査項目	施設所管組織	工事所管組織
1	休日夜間急病診療 所新築工事	512,490,000	課題解決に対 する有効性	保健局 保健部 保健企画課	資産統括局 技術監理部 建築課
2	休日夜間急病診療 所新築工事のうち 機械設備工事	122,980,000			資産統括局 技術監理部 設備・予防保全担当
3	休日夜間急病診療 所新築工事のうち 電気設備工事	163,020,000			資産統括局 技術監理部 設備・予防保全担当
4	稲葉荘6号線街路 樹更新工事	53,354,400	設計変更の妥 当性	都市整備局 土木部 道路課	都市整備局 土木部 公園維持課
5	10号(2工区)配水 本管布設工事	428,960,400		公営企業局 水道部 水道建設課	
6	小田南公園周辺園 路整備工事	21,431,300		都市整備局 土木部 公園維持課	都市整備局 土木部 公園計画・21世紀の 森担当
7	南武庫之荘中学校 長寿命化電気設備 改修工事	186,230,000	高落札率工事 に対する価格 算定の妥当性	教育委員会事務局 管理部 施設課	教育委員会事務局 管理部 設備整備担当
8	北部浄化センター しき洗浄機修繕工 事	28,820,000		公営企業局 下水道部 下水浄化センター	
9	水圧監視装置設置 工事	42,933,000	設計内容の妥 当性(複数回 の入札不調)	公営企業局 水道部 浄水センター	
10	東園田橋南詰歩道 設置工事	38,097,400	適切な進捗管 理	都市整備局 土木部 道路維持担当	

第2 監査の結果

工事監査一覧表

No.	工事名 (工事場所)	工事概要	契約期間	重点調査項目 の観点	監査結果	
1	休日夜間急病診療所新築工事 (尼崎市西難波町6丁目1-2)	【診療所新築工事】 診療所 1,032.01㎡、駐輪場9.82㎡ 建築工事(コンクリート、鉄骨、内装、排水、舗装等工事)	R6.3.8 R7.8.30	課題解決に対する有効性	(課題)前診療所は築50年が経過した旧耐震基準の建物で、施設の老朽化等の問題があり、また感染症対策が十分でなかった。 (No.1)建築工事では、中央に広いまとまった待合スペースを設け、周囲に診察室や処置室等を配置することで、利用しやすい配置としている。また、一般外来とは動線を分離した感染症診察エリアを設け、専用の感染症患者動線を確保し、さらに、感染症パンデミック時の対応として、建物外での診療も可能となるよう大きなひさしを設けるなどの対策を行っている。 (No.2)機械設備工事では、感染症外来エリアを陰圧環境とし、空気の流れを制御する設計としている。外調機は室内空気の再利用を回避したもので、感染症外来の排気は高性能フィルターを通して外部に放出し、近隣住民への二次感染リスクにも配慮している。 (No.3)電気設備工事は、機械設備が所定の機能を発揮できるように、電力供給などの面でその役割を果たす内容としている。 以上のことから、課題解決に向けて適切に対応しており、重点調査項目の観点を含め、3工事とも問題は認められなかった。	適正
2	休日夜間急病診療所新築工事のうち機械設備工事 (尼崎市西難波町6丁目1-2)	【機械設備工事】 給水設備、排水設備、給湯設備、衛生設備、空気調和設備の新設工事	R6.3.18 R7.8.30	課題解決に対する有効性	(No.2)機械設備工事では、感染症外来エリアを陰圧環境とし、空気の流れを制御する設計としている。外調機は室内空気の再利用を回避したもので、感染症外来の排気は高性能フィルターを通して外部に放出し、近隣住民への二次感染リスクにも配慮している。 (No.3)電気設備工事は、機械設備が所定の機能を発揮できるように、電力供給などの面でその役割を果たす内容としている。 以上のことから、課題解決に向けて適切に対応しており、重点調査項目の観点を含め、3工事とも問題は認められなかった。	適正
3	休日夜間急病診療所新築工事のうち電気設備工事 (尼崎市西難波町6丁目1-2)	【電気設備工事】 受電設備、幹線設備、動力設備、電力引込設備、外灯設備、電話設備の新設工事	R6.6.14 R7.8.30	課題解決に対する有効性	(No.3)電気設備工事は、機械設備が所定の機能を発揮できるように、電力供給などの面でその役割を果たす内容としている。 以上のことから、課題解決に向けて適切に対応しており、重点調査項目の観点を含め、3工事とも問題は認められなかった。	適正
4	稲葉荘6号線街路樹更新工事 (尼崎市稲葉荘1丁目地先から稲葉荘4丁目地先まで)	【街路樹更新工事】 街路樹の撤去・更新、歩道改修工事	R5.11.24 R6.6.30	設計変更の妥当性	設計変更の内容は、主に地元住民の要望への対応と既存部分との段差の調整などに伴うものである。本工事はこれまでに前例のない内容で大規模な植栽及び歩道改修工事であったため、地元住民との追加協議や調整はやむを得ず、重点調査項目の観点を含め、問題は認められなかった。	適正
5	10号(2工区)配水本管布設工事 (尼崎市道意町6・7丁目、菜切山町、大庄川田町、浜田町1・2・3・4・5丁目の各一部)	【配水本管布設工事】 配水本管更新、空気弁・仕切弁設置工事(施工延長約1km)	R5.2.3 R6.10.31	設計変更の妥当性	設計変更の内容は、パイプラインパイプ工法における押込施工から持込施工への変更や新設ダクタイル鋳鉄管の管種変更である。昭和36年に布設された既設管の経路詳細が不明な状況であったため、工事着手後の調査による設計変更はやむを得ず、重点調査項目の観点を含め、問題は認められなかった。	適正

No.	工事名 (工事場所)	工事概要	契約期間	重点調査項目 の観点	監査結果	
6	小田南公園周辺 園路整備工事 (尼崎市東本町 1丁目地内)	【園路整備工事】 小田南公園周辺の園 路新設工事(延長 93.3m・幅員3.5 m)	R6.9.30 R7.2.7	設計変更の妥 当性	設計変更の内容は、隣接する別 工事との調整、現場の精査、地元 住民の要望への対応によるもので ある。道路舗装の復旧のタイミン グや照明柱の設置などの調整事項 が多い工事であることから、設計 変更はやむを得ず、重点調査項目 の観点を含め、問題は認められな かった。	適正
7	南武庫之荘中学 校長寿命化電気 設備改修工事 (尼崎市南武庫 之荘4丁目11- 1)	【長寿命化工事】 高圧引込設備、受変 電設備、幹線設備、 照明器具設備(LED 化)、自動火災報知 設備、電話設備等の 改修工事	R6.5.31 R7.3.20	高落札率工事 に対する価格 算定の妥当性	一般競争入札において、応札し た6者の中で最低金額を提示した者 が落札している。資材高騰により 実勢価格が高めに推移していると 考えられることから、高落札率で の落札結果は妥当であり、重点調 査項目の観点を含め、問題は認め られなかった。	適正
8	北部浄化セン ターしき洗浄機 修繕工事 (尼崎市東園田 町7丁目82)	【しき洗浄機修繕工 事】 ドラム部品取替、バ イエルサイクロ減速 機分解整備等しき洗 浄機修繕工事	R6.7.12 R7.3.20	高落札率工事 に対する価格 算定の妥当性	特殊設備の補修工事であり、取 替部品は元のメーカーでなければ 製造できないため、取替部品の価 格は同等となる。さらに、経費率 は公表されている参考積算基準に より積算される。したがって、応 札者の積算金額には大きな差が出 にくい状況であるため、高落札率 での落札結果は妥当であり、重点 調査項目の観点を含め、問題は認 められなかった。	適正
9	水圧監視装置設 置工事 (尼崎市次屋4 丁目6-1ほか12 箇所)	【水圧監視装置設置 工事】 配水管への水圧監視 装置新設工事(12 基)	R6.12.2 R7.10.31	設計内容の妥 当性(複数回 の入札不調)	工事内容は外部の多地点に設置 される小規模かつ特殊な電気設備 であるため、対応できる電気設備 工事業者は限定されること、また、 小規模な土木工事を含む特殊 な電気設備工事発注内容であるた め、電気設備工事業者と協業でき る土木工事業者が少ないことか ら、入札不調が続いたこともやむ を得ず、重点調査項目の観点を含 め、問題は認められなかった。	適正
10	東園田橋南詰歩 道設置工事 (尼崎市弥生ヶ 丘、善法寺及び 戸ノ内の各一 部)	【歩道設置工事】 河川堤防敷への歩道 スロープ新設工事	R6.9.24 R7.3.20	適切な進捗管 理	工事請負業者の責による60日間 の工期遅延が生じたため事故繰越 となり、工事の完成は令和7年5月 19日であった。市は工事請負業者 に対し適宜指導し、関係先との調 整を含め、工事の適切な進捗管理 に努めていた。また、定められた 事故繰越の処理も適切で、現地の 出来栄も良好であり、重点調査 項目の観点を含め、問題は認めら れなかった。	適正

監査の結果、対象工事については、委員措置要求事項、委員改善要請事項に当たる課題は検出されなかつた。また、事務局指摘要求事項、事務局改善要請事項に当たる課題も検出されなかつた。

3 出資団体等監査及び指定管理者監査

令和7年度 出資団体等監査及び指定管理者監査 〔監査の実施手順〕

令和7年度出資団体等監査及び指定管理者監査は尼崎市監査基準に準拠して実施しており、その具体的な手順は次のとおりである。

1 監査重点項目の設定

監査対象となる団体ごとに着目すべき項目が異なることから重点項目は設けない。

2 監査対象団体の選定

出資団体等（出資団体、財政援助団体）及び指定管理者から、過去の監査実施状況等を考慮して監査対象団体を選定する。

(1) 出資団体等監査

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

（団体所管組織： 福祉局 企画管理課）

(2) 指定管理者監査

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

〔	ア 管理する施設： 尼崎市立身体障害者福祉センター	〕
	施設所管組織： 福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉政策担当	
〔	イ 管理する施設： 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター	〕
	施設所管組織： 福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉政策担当	

3 監査における着眼点の設定

監査の種類ごとにリスク仮説を設定し（□内に表示）、そのリスク仮説に基づいて実務の現状や事務事業の成果に関する十分な情報を取得するための予備調査（資料入手、対象団体・団体所管組織・施設所管組織への照会等）を行い、その結果を踏まえ、リスク仮説ごとに合規性・正確性に“3E”（有効性、効率性、経済性）の観点を加えて、本調査における着眼点（検証すべき事項）を設定する。

対象団体の略称は以下のとおりである。

事業団： 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団

(1) 出資団体等監査

事業団の組織ガバナンスが適切に機能していない

【着眼点】

ア 評議員会の開催運営は法令・定款に準拠して適切に行われているか。

イ 資金収支予算書の記載方法は適切か。

ウ 監事による計算書類等の監査は適切か（自己点検になっていないか）。

エ 事業団の財政状況に対する理事会のガバナンスは機能しているか。

事業団の経営が適切に行われていない

【着眼点】

ア 収支悪化の原因

イ 事業団の財政状況に対する理事会のガバナンスは機能しているか（再掲）。

ウ 中期経営計画の検討状況

エ 現金・金券類及び固定資産の管理は適切に行われているか。

オ 事業団における個人情報の取扱いは適切に行われているか。

補助金及び人的支援に係る事務等に不備がある

【着眼点】

ア 社会福祉事業団補助金の必要性

イ 社会福祉事業団補助金に係る補助金交付要綱の検討状況

自主経営施設の運営が適切に実施されていない

【着眼点】

ア サン野菊尼崎の将来に向けた事業団の検討状況及び市との協議状況

イ サン野菊尼崎に係る住所情報の取扱いは適切か。

指定管理者制度導入施設の運営が適切に実施されていない

【着眼点】

ア 尼崎学園の収支報告の内容（拠点区分間繰入金及び子育て家庭ショートステイ事業の取扱い）は適切か。

イ 尼崎学園に係る寄付金の取扱いは適切か。

ウ 子育てほっとラインさんだに係る事務は適切か。

エ その他、指定管理施設における事務手続等は、法令及びガイドライン等の庁内規程に照らして適切か。

土地及び建物の貸付け等に係る事務に不備がある

【着眼点】

ア サン野菊尼崎に係る土地貸付料の整理は適切に行われているか（参照している減額基準の条項は妥当か）。

イ サン野菊尼崎及び長安寮の契約書は適切に作成されているか（覚書を踏まえて原状回復義務の免除を盛り込む必要はなかったか）。

(2) 指定管理者監査

協定書等が指定管理者制度の趣旨を踏まえた内容となっていない

【着眼点】

ア 指定管理者の選定方法は適切か。

イ 応募が1団体となっているが応募要件や仕様書の内容等は適切か。

ウ 選定委員からの意見に対する取組状況は適切に行われているか。

管理業務と自主事業の区分及び手続は、制度の趣旨に照らして適切でない

【着眼点】

(予備調査の結果、設定なし)

協定書等に必要な報告事項の定めがない、又は報告事項が適切に報告されていない

【着眼点】

ア 報告事項は協定書等に定めたとおり、適切に報告されているか。

事業運営等が適切になされていない

【着眼点】

ア 関係条例等の設置趣旨及び仕様書等に沿って正しく管理運営されているか。

イ 現金や個人情報等は、適切に保管等されているか。

収支報告書の内容が適切でない。また、収支報告書が、業務の実態把握に活用されて

いない

【着眼点】

ア 収支報告書の内容は適切か。

イ 収支報告書が業務の実態把握に活用されているか。

ウ 当初から赤字を見込んだ収支計画書を承認した考えは適切か。(身体障害者デイサービスセンターのみ)

モニタリング(監視・評価・是正)が適切に行われていない

【着眼点】

ア 施設所管組織によるモニタリング評価は、適切な評価項目に基づき行われているか。

イ 正しく評価(「経費の状況」を含む。)が行われているか。

ウ 評価結果等を踏まえ、是正(経営改善)に向けた取組は適切に行われているか。

4 本調査の実施

3で設定した着眼点を中心に、対象団体、団体所管組織、施設所管組織、制度所管組織の担当者等への質問、実査、関係書面の調査等を行い、事実を検証する。なお、本調査の過程で着眼点以外に関する課題が検出された場合は、当該事項についても併せて検証を行う。

5 所属長ヒアリングの実施

本調査の結果検出された課題について、監査事務局から団体所管組織、施設所管組織、必要に応じ対象団体、制度所管組織の所属長(又は責任者)に対し、その内容を説明するとともに、事実の存否及び対応への見解を確認することで、認識の共有を図り措置又は改善を促進する。

6 委員監査会の開催

監査委員が直接監査するための場として、必要に応じて委員監査会を開催する。

	<p>2 第二種社会福祉事業</p> <p>(1) 身体障害者福祉センターの経営</p> <p>(2) 身体障害者デイサービスセンターの経営</p> <p>(3) 障害児通所支援事業の経営</p> <p>(4) 一般相談支援事業の経営</p> <p>(5) 特定相談支援事業の経営</p> <p>(6) 障害児相談支援事業の経営</p>
沿革	<p>昭和 59 年 設立発起人会開催</p> <p>昭和 59 年 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団発足 尼崎市母子生活支援施設及び老人福祉施設尼崎市立猪名野やすらぎ荘の管理運営</p> <p>昭和 60 年 身体障害者福祉センターB型尼崎市立身体障害者福祉センターの管理運営</p> <p>平成元年 児童養護施設尼崎市尼崎学園の管理運営</p> <p>平成 2 年 児童発達支援センター尼崎市立たじかの園の管理運営</p> <p>平成 14 年 養護老人ホーム尼崎市立長安寮の管理運営</p> <p>平成 14 年 身体障害者デイサービスセンター尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営</p> <p>平成 18 年 指定管理者制度導入により尼崎市の指定管理者として福祉施設を経営。児童発達支援センター尼崎市立あこや学園の経営</p> <p>平成 19 年 相談支援事業(身体障害者福祉センター、たじかの園)の実施</p> <p>平成 21 年 尼崎市から母子生活支援施設及び養護老人ホームの施設移管</p> <p>令和 6 年 養護老人ホーム長安寮を閉寮</p>

(参考) 市の関係部局

施設等	所管組織
団体所管組織	福祉局 企画管理課
サン野菊尼崎、尼崎学園	こども青少年局 こども相談支援課
長安寮	福祉局 高齢介護課
たじかの園、あこや学園、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター	福祉局 障害福祉政策担当

2 施設の概要

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が所有し管理運営している施設の概要は次のとおりである。

① サン野菊尼崎 母子生活支援施設	竣工年月日	昭和 51 年 3 月 31 日		
	建築面積	749.08 m ²	延床面積	1,109.97 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階		
	所在地	非公表		
	その他	市有地（無償貸与）		

② 養護老人ホーム 長安寮	竣工年月日	昭和 58 年 3 月 31 日		
	建築面積	1,679.01 m ²	延床面積	2,968.84 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 3 階建		
	所在地	尼崎市東難波町 4 丁目 9 番 27 号		
	その他	市有地（無償貸与） 令和 6 年 7 月末で閉寮し、建物を市に返還済		

その他、指定管理者制度に基づき事業団が管理運営している施設は次のとおりである。

尼崎学園	所在地	神戸市北区道場町塩田 3083 番地		
	規模	建物延面積 2,148.62 m ²		
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
	その他	児童養護施設。定員 45 名（令和 6 年度末在籍 39 名）		
たじかの園	所在地	尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 （尼崎市教育・障害福祉センター1 階の一部）		
	規模	建物延面積 1,510.88 m ²		
	構造	鉄筋コンクリート地上 5 階地下 1 階建		
	その他	児童発達支援センター		
あこや学園	所在地	尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 （尼崎市教育・障害福祉センター同一敷地内）		
	規模	建物延面積 965.12 m ² （屋外トイレ及びプール機械室棟 12.5 m ² を含む。）		
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
	その他	児童発達支援センター		
福祉センター 身体障害者	所在地	尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号 （尼崎市教育・障害福祉センター2 階の一部及び別棟体育室）		
	規模	建物延面積 1,153.01 m ²		
	構造	鉄筋コンクリート地上 5 階地下 1 階建		
	その他	—		
サービスセンター 身体障害者デイ	所在地	尼崎市七松町 3 丁目 8 番 8 号		
	規模	建物延面積 1,249.58 m ²		
	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建		
	その他	—		

注：身体障害者福祉センター及び身体障害者デイサービスセンターの指定管理者制度に係る業務については、指定管理者監査の対象とする。

3 財政援助に係る補助金の概要

(1) 社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団補助金

ア 目的

社会福祉事業の推進を図るために、事業団の運営費（常務理事に係る人件費）を補助する。

イ 対象

社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団管理運営費（事業団に対して人的支援として推薦するOB職員の報酬額及び社会保険料事業主負担分等）

ウ 交付根拠

補助金交付決裁（条例による根拠なし。要綱は令和7年度に作成）

エ 交付手続（令和6年度）

交付申請	交付決定	交付請求	補助金交付	実績報告提出
令和7年3月31日	令和7年3月31日	令和7年3月31日	令和7年5月20日	令和7年4月30日

オ 収支状況

（単位：円）

区分	科目	金額		
		令和5年度	令和6年度	対前年度増減
収入	補助金等収入	8,930,423	9,905,412	974,989
支出	事業費（人件費）	8,930,423	9,905,412	974,989
	交付額	8,930,423	9,905,412	974,989

注：年度末に交付し、精算手続なし

(2) その他

上記補助金のほか、令和6年度は、尼崎市母子生活支援施設原油価格・物価高騰対策一時支援金事業補助金（220,000円）を交付している。

4 指定管理

(1) 身体障害者福祉センター

ア 施設の概要

名称	尼崎市立身体障害者福祉センター
所在地	尼崎市三反田町1丁目1番1号
設置条例等	尼崎市立身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則
設置目的	心身障害者の福祉の増進及びその社会活動の促進を図るための施設
建物	鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建 専有部分の床面積 1,153.01㎡（身体障害者福祉センターのみ）
主要施設	相談室、社会適応室、機能訓練室、日常生活室、体育室（別棟）、会議室、事務室
利用時間	午前9時から午後9時まで
休館日	・月曜日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日	平成18年4月1日	応募数
監査対象団体の指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	非公募
	平成21年4月1日～平成24年3月31日	非公募
	平成24年4月1日～平成29年3月31日	非公募
	平成29年4月1日～令和4年3月31日	非公募
	令和4年4月1日～令和9年3月31日	非公募
条例に定める業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 機能訓練に関すること。 2 教養の向上に関すること。 3 その他市長が必要と認める事業 	
協定に定める業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市内に居住する障害者に対して、各種の相談に応じるとともに、機能訓練、教養の向上、スポーツ・レクリエーションの便宜を供与するとともに、ボランティアの養成、市民の啓発を総合的に行い、障害者の福祉の増進を基本とした事業運営 2 施設及び付属設備の維持管理及び保安警備に関する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 維持管理 (2) 保安業務 3 送迎バス運行業務 4 利用状況等統計資料の作成に関する業務 5 利用者（障害者以外の者を除く。）の許可、その取消しその他施設の利用に関する業務 6 体育室の使用料の徴収等に関する業務 	
選定方法	非公募	
自主事業の有無	有	

ウ 指定管理料（令和6年度）（単位：千円）

	金額
指定管理料	73,207

注：指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む。

(2) 身体障害者デイサービスセンター

ア 施設の概要

名称	尼崎市立身体障害者デイサービスセンター	
所在地	尼崎市七松町3丁目8番8号	
設置条例等	尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例、同施行規則	
設置目的	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図る施設	
土地	敷地面積	1,950.37 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
	延床面積	1,249.58 m ²
主要施設	食堂、厨房、相談室、介護室、浴室、日常生活室、事務室、プール、更衣室、会議室	
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業 午前10時から午後3時まで ・上記に掲げる事業以外の事業 午前10時から午後4時まで（午後0時から午後1時までを除く。） 	
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び月曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する祝日の翌日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日） ・12月29日から翌年の1月3日までの日 	

イ 指定期間及び業務範囲

当該施設の指定管理者制度導入日	平成18年4月1日	応募数
監査対象団体の指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日	非公募
	平成21年4月1日～平成26年3月31日	1
	平成26年4月1日～平成31年3月31日	1
	平成31年4月1日～令和6年3月31日	1
	令和6年4月1日～令和11年3月31日	1
条例に定める業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活介護を行う事業 2 温水プール事業 3 市長が特に必要と認める事業 	

協定に定める 業務内容	1 在宅の心身障害者を対象に通所により介護、給食及び入浴等の各サービスを提供し、「自立の促進」、「生活の改善」及び「身体機能の維持向上」等を目的に福祉の増進を図るための管理運営事業 2 設備及び付属設備の維持管理及び保安警備に関する業務 (1) 維持管理 (2) 保安業務 3 請求事務等に関する業務 (1) 介護給付費等の請求 (2) その他資料の作成 4 生活介護事業に係る利用契約に関する業務 (1) 重要事項の説明 (2) 利用契約書の作成 (3) その他利用に必要な資料の請求及び説明 5 施設の利用許可、その取消しその他施設の利用に関する業務
選定方法	公募
自主事業の有無	有

ウ 指定管理料（令和6年度）

（単位：千円）

	金額
指定管理料	88,042

注：指定管理料には、消費税及び地方消費税を含む。

第3 監査の結果

監査の結果、対象団体においては次の課題が検出されたので、速やかに所要の措置を講じら
 りたい。

【出資団体監査】

委員措置要求事項

＜尼崎市社会福祉事業団の財政状況に対する理事会のガバナンス等について＞

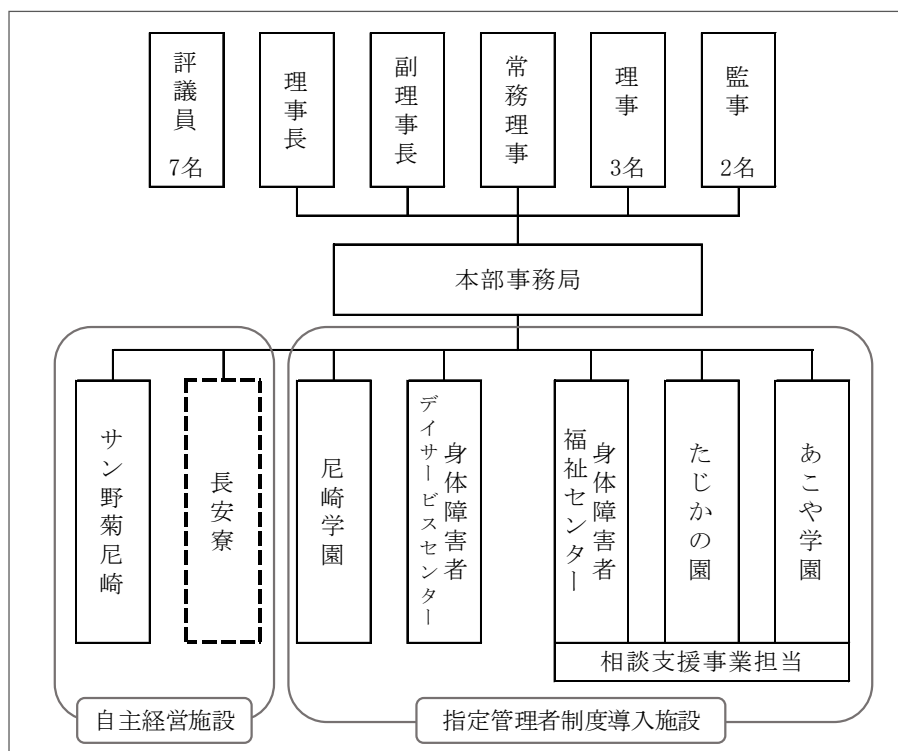
〔尼崎市社会福祉事業団〕

〔福祉局 企画管理課〕

1 事業団の運営体制

事業団は社会福祉法及び定款の定めにより、業務執行の決定機関である理事会、法人運営に係
 る重要事項の議決機関である評議員会、及び理事の職務執行の監査を行う監事を置き運営されて
 いる。事業団の組織を図示すると、次のとおりである。

○組織図（令和7年3月末現在）



注1：長安寮は令和6年7月末で閉寮

2：副理事長（非常勤）及び常務理事（常勤）を業務執行理事としている。

（参考）市の関係部局

施設等	所管組織
団体所管組織	福祉局 企画管理課
サン野菊尼崎、尼崎学園	こども青少年局 こども相談支援課
長安寮	福祉局 高齢介護課
たじかの園、あこや学園、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター	福祉局 障害福祉政策担当

2 事業団の財政状況

(1) 財政状況の推移

事業団の財政状況を確認する観点から、事業活動計算書の主な科目の推移を示すと、次表のとおりである。

<事業活動計算書の推移>

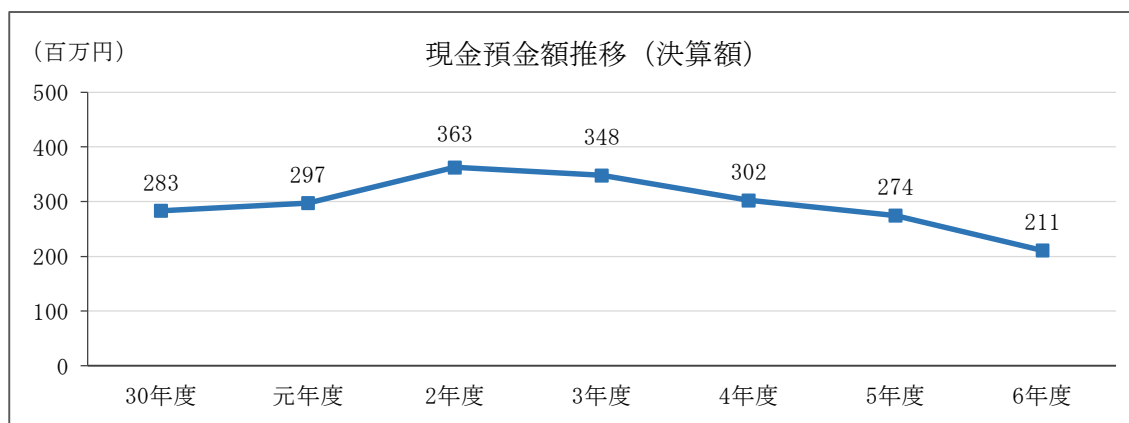
(単位：百万円)

科目	30年度 (a)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 (b)	6-30年度 (b)-(a)
経常収益	894	905	908	912	917	937	918	24
経常費用	889	887	853	896	937	984	954	65
うち人件費	675	679	662	701	734	768	780	105
うち事業費	95	93	83	87	92	89	82	△ 12
うち事務費	115	111	112	104	110	112	88	△ 27
経常増減差額	5	18	55	15	△ 20	△ 47	△ 36	△ 41
特別収益	6	2	9	2	6	1	1	△ 5
特別費用	-	1	8	1	6	0	8	8
特別増減差額	6	1	1	1	0	1	△ 7	△ 13
活動増減差額	11	20	56	16	△ 20	△ 46	△ 43	△ 54
当期末繰越活動増減差額	296	312	363	371	350	301	258	△ 38
基本金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の積立金増減差額	4	5	9	0	3	-	4	0
次期繰越活動増減差額	292	307	354	370	347	301	254	△ 38

注：表中の年度について、30年度の元号は「平成」、元年度から6年度までは「令和」である。
以降の図表も同じ。

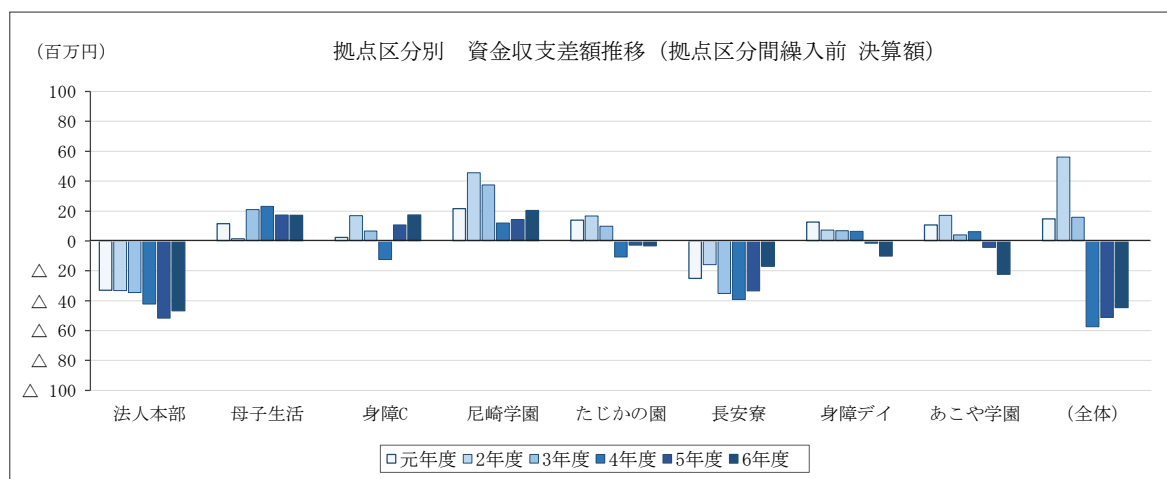
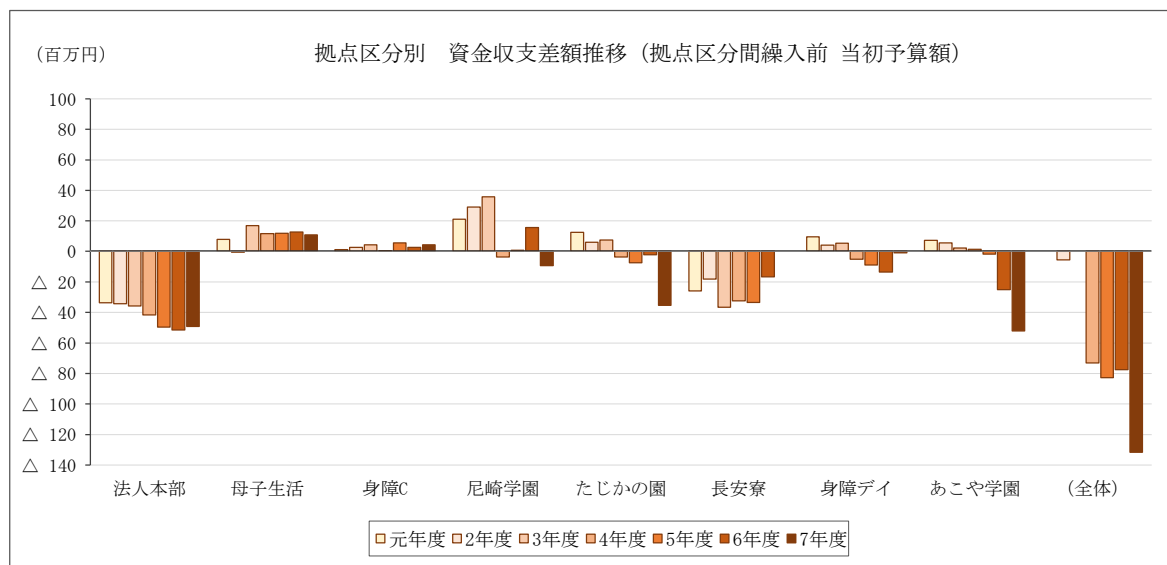
平成30年度から令和6年度までの間の経常収益が24百万円の増なのに対して、経常費用は65百万円の増となっており、これは事業費と事務費は減となっているものの、人件費が1億5百万円の増となっていることによる。この結果、令和4年度以降、経常増減差額及び活動増減差額は赤字となり、繰越活動増減差額も減少が続いている。

なお、運転資金となる現金預金額（普通預金及び定期預金の合計額）の推移は次のとおりである。



現金預金額は令和6年度末で2億11百万円であり、令和2年度以降、減少傾向となっている。

次に、各拠点区別の収支が事業団全体の財政状況に与える影響を確認する観点から、拠点区別で資金収支差額（繰入調整前。予算・決算別）の推移を示すと、次のとおりである。



- 注1：グラフ中、「母子生活」は母子生活支援施設、「身障C」は身体障害者福祉センター、「身障デイ」は身体障害者デイサービスセンターに係る拠点区分を示す。
- 2：令和2年度の身体障害者福祉センター拠点区分の収支には、予算・決算とも投資有価証券売却収入9百万円が含まれる。
- 3：令和4年度の身体障害者福祉センター拠点区分、尼崎学園拠点区分及びたじかの園拠点区分の収支には、決算のみ投資有価証券取得支出各10百万円が含まれる（全体で30百万円の支出）。

令和4年度から予算・決算ともに法人全体で赤字となっている。また、決算に着目すると令和2年度以降、尼崎学園の収支が大きく悪化しており、長安寮は赤字が継続している。

また、令和7年度予算では、赤字施設であった長安寮がなくなったものの、たじかの園及びあこや学園が前年度から大幅に収支が悪化したことで、事業団全体の収支は前年度予算より大きく悪化している。

(2) 主な給与改正等

人件費増の原因となる給与改正について、令和元年度以降の主な項目は次のとおりである。

<主な給与改正>

年度	項目	備考
令和3年度	初任給引き上げ（高卒のみ） 社会的養護処遇改善手当	サン野菊尼崎のみ 5,000 円／月
令和4年度	調整手当（処遇改善） 管理職手当の改正 チーフ手当改正 資格手当創設	9,000 円／月 5,000 円→10,000 円
令和5年度	地域手当 10%再創設 ほっとラインさんだ特殊業務手当創設	2,950 円／回
令和6年度	55歳昇給停止を廃止	平成17年度に昇給停止

令和3年度以降、順次処遇改善を進めているが、この理由について事業団は採用難と離職者への対応のため、職員への待遇改善を進める必要があったとしている。

さらに、事業団では職員の正規化と産休・育休代替のための加配人員（正規職員）の採用を進めており、これらは職員採用と離職防止に効果があると想定される一方で、将来の財政悪化原因となる。

(参考) 職員構成の増減

(単位：人)

	令和元年度4月 (a)	令和7年度4月 (b)	増減 (b)-(a)
正規職員	83	119	36
嘱託職員	36	22	△ 14
アルバイト	60	30	△ 30
合計	179	171	△ 8

備考：令和元年度予算での人件費 6 億 86 百万円に対し、7 年度予算では人件費 8 億 62 百万円となっている。

(3) 収益面について

P.72 に記載のとおり、経常収益については平成 30 年度の 8 億 94 百万円に対して、令和 6 年度は 9 億 18 百万円と、24 百万円の増にとどまっている。

この理由は、事業団の主な収益源は本市からの指定管理料であり、毎年度、予算要求に向けた資料提供に合わせて、事業団から市に対して人件費増に伴う指定管理料の増を要請していたものの、これまで基本的に認められてこなかったことによる。

(4) 財政状況悪化の原因について

ここまでの内容を整理すると、財政状況の悪化は、主に次の原因によると考えられる。

- ・給与改定及び職員の正規化等による人件費の増大
- ・赤字施設である長安寮の経営（令和6年7月まで）
- ・経費の増に比して、指定管理料をはじめとした収益の伸びが小さい。

3 理事会によるガバナンス

(1) 理事会での議論等

財政状況の悪化に対する、理事会のガバナンスの状況を検証する観点から、令和5年度及び6年度の理事会について、議事録の内容を確認した。その結果、事務局から令和7年度予算等の説明があった6年度第3回理事会（令和7年3月27日開催）においては理事及び監事間で活発な質疑が行われ、理事会として一致して市に指定管理料の見直しを求める方針となっていたが、その他の理事会では財政状況に係る質疑はほとんどなかった。

また、令和5年度第1回（令和5年6月9日）及び6年度第1回（令和6年6月11日）の時点では、理事会も事務局も将来の収支状況について、比較的楽観的な見通しを持っていることが確認された。

(2) 中期経営計画の不在

前述のとおり、事業団では複数の財政悪化の原因がある中で、令和4年度から赤字決算が続いている。本来であれば、財政状況の立て直しに向けて、まずは現状の課題を正確に分析した上で、将来の財政収支見通しを作成し、収支改善に必要な金額を客観的に把握するとともに、それらの数値目標を達成するための具体的対応策を中期経営計画といった枠組みに落とし込んで、必要な改善を進めていくことが求められる。しかしながら、中期経営計画や財政収支見通しの作成の検討はこれまで行われてこなかった。

4 市の関わりについて

(1) 制度上の市の役割

市は出資団体に対して、地方自治法の規定に基づき予算執行状況を実地調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

前述のとおり事業団は複数の市の部局と関わりを持っているが、このうち特に福祉局企画管理課は団体所管組織として事業団の経営を把握し、必要な助言・指導を行うことが期待されている。

(2) 団体所管組織の関わり

福祉局企画管理課は令和4年度以降の事業団の赤字決算を知ってはいたものの、理事会議事録の内容を確認したところ、赤字の主たる要因は長安寮の廃止を見据えた入居者減であり、同施設の廃止後は経営改善が見込まれると報告がされていたことから、経営状況の推移を注視する対応とし、それ以上の特別な対応は取っていない。

しかしながら、長安寮廃止後となる令和7年度予算においても多額の赤字が見込まれ、その要因として人件費の高騰による指定管理料の不足が事業団から示されたことから、ようやく7年度より市と事業団で収支改善に向けた協議を開始している。その結果、人件費増を含めた収支不足の要因が分析・検証され、その検証結果を踏まえて指定管理料の見直しが進められている。

令和4年度以降、予算及び決算で赤字が継続していたことに加えて、この間、人件費も累増していたことを踏まえると、市がより早い段階で状況の悪化を認識し介入することは十分可能であったと考えられ、結果的に対応の遅れが更なる状況悪化につながったと言わざるを得ない。

5 課題

(1) 財政状況の悪化

財政収支見通し及び中期経営計画が存在しない中で、十分な財源の見込みがないまま人件費増につながる取組を行った結果、収支赤字と資金の減少が生じている。

現在の状況が続いた場合、事業団の安定的な事業継続が困難になり、各施設の事業実施にリスクが伴う状況となる。その結果、本市の障害者福祉事業及び母子・児童福祉事業への影響が考えられるとともに、市財政への影響も生じ得ることから、早急な改善が求められる。

(2) ガバナンスの不全

令和4年度以降、赤字決算が続いているが、理事会では赤字の原因について十分確認できておらず、将来に向けた財政収支見通しもなされていない。こうした状況で人件費増につながる職員待遇改善の取組を続けた結果、収支悪化と資金の減少に至っており、この間、理事会が財政状況の改善に向けて十分なガバナンスを発揮したと評価することはできない。

また、本部事務局においても、理事会がガバナンスを発揮できるよう、経営課題を明示した資料を作成して理事会に選択肢を提示するといった、必要な努力を尽くしたとは認められない。

(3) 市の関与の不足

団体所管組織である福祉局企画管理課をはじめとして、市による事業団に対する状況把握及び介入も不十分であり、より早い段階で、現在進めている指定管理料の見直しを含めて、積極的に関わるべきだったと考えられる。

【求める措置】

尼崎市社会福祉事業団は高い公共性を有しているが、安定した財政基盤がなければ事業を継続していくことは困難である。現在の財政状況を改善するためには、現状を正確に分析した上で、実効性の高い改善の取組を行う必要があることから、早急に複数年の財政収支見通しを把握し、それを基に中期経営計画を策定して計画的に改善の取組を進めることを求める。

また、この取組を進める際には、理事、監事の役割と責任をより明確にするなどガバナンスの強化を図り、健全な法人運営に努めるよう求める。

あわせて、団体所管組織には、事業団の経営状況を正確に把握するとともに、現在進めている指定管理料の見直しをはじめとした、事業団の経営改善に係る必要な関与や支援を今後も適切に実施するよう求める。

【出資団体監査・指定管理者監査】

このほか、個人情報保護等に係る規程が適切に更新されていなかった事例、収支報告書における数値等の計上誤りといった事例が見られた。これらのことについては、監査事務局から対象団体及び施設所管組織に対し措置を要求した。（事務局措置要求事項）

さらに、特定の評議員が連続して評議員会を欠席している状況を改めることや、仮基本協定の締結時期を議案提出前に改めることなど、監査事務局から対象団体及び施設所管組織に対し改善を要請した。（事務局改善要請事項）

